富士電機

Innovating Energy Technology

第148回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本株主総会につきましては、株主様への情報提供の観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会ご出席株主様への
お土産のご用意はございません。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時 受付開始時刻 午前9時

開催場所

東京都目黒区三田一丁目4番1号
（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階
ギャラクシールーム

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

（注）事業報告（40～76頁）中の「事業TOPICS」（47～48頁）、「ESGの取り組み」（51～54頁）、「当社のコーポレート・ガバナンス体制と内部統制システムについて」（70頁）および写真は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

目次

株主の皆様へ…… 2
富士電機のエネルギー・環境事業…… 3
第148回定時株主総会招集ご通知…… 5
株主総会参考書類…… 10
事業報告…… 40
連結計算書類…… 77
計算書類…… 80
監査報告…… 83
株式事務のご案内…… 89

富士電機株式会社

証券コード 6504

経営理念

基本理念

富士電機は、地球社会の良き企業市民として、
地域、顧客、パートナーとの信頼関係を深め、誠実にその使命を果たします。

- 豊かさへの貢献
- 創造への挑戦
- 自然との調和

スローガン

熱く、高く、そして優しく

経営方針

1. エネルギー・環境技術の革新により、安全・安心で持続可能な社会の実現に貢献します。
2. グローバルで事業を拡大し、成長する企業を目指します。
3. 多様な人材の意欲を尊重し、チームで総合力を発揮します。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第148期（2023年度）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

はじめに、本年1月に発生しました令和6年能登半島地震により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、2023年度は、コロナ禍を乗り越えて社会経済活動の正常化が進む一方で、地政学的にはロシア・ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の緊迫化など引き続き不安定な状況が継続しました。

このような環境下で当社は、2022年度に2023年度中期経営計画に掲げる「売上高1兆円」、「営業利益率8%以上」という数値目標を前倒しで達成し、更なる向上を目指して全社一丸となり取り組んできた結果、2023年度の連結業績において、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも過去最高額を更新し、とりわけ営業利益は当社の歴史の中で初めて1,000億円を超えることができました。

以上の業績並びに今後の投資計画等を勘案し、期末配当は1株につき75円と決定し、中間配当と合わせた当期の1株当たり配当金は前期に比べ20円増配の135円とさせていただきました。

当社は2023年9月に創立100周年を迎え、2024年度は、新たな100年に向けたスタートの年となります。本年5月には、2026年度中期経営計画「熱く、高く、そして優しく2026」を発表いたしました。当社の経営スローガンを新中期経営計画の呼称にしました。当社経営の原点に返り、熱い気持ち、高い志・目標をもって、コア技術であるパワーエレクトロニクス技術に更に磨きをかけ、「エネルギー・環境事業で社会に貢献」する企業、ステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けたいと考えています。今後も、「熱く、高く、そして優しく」のもと、従業員・家族の安全と健康を最優先し、ステークホルダーの皆様方とのコミュニケーションを大切に、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役会長CEO

北澤通宏

富士電機のエネルギー・環境事業

富士電機は、コア技術であるパワー半導体とパワーエレクトロニクスのシナジーを徹底的に追求し、エネルギー、インダストリー、半導体、食品流通の４事業により、産業・社会インフラ分野において安全・安心で持続可能な社会の実現に貢献します。

クリーンなエネルギー　安定供給

省エネ　自動化

エネルギー

発電プラント

エネルギーマネジメント

変電システム

施設・電源

インダストリー

ファクトリーオートメーション

プロセスオートメーション

社会ソリューション

食品流通

自販機・店舗流通

システム　ソリューション

エンジニア　リング・サービス

蒸気タービン

パワーコンディショナ

変圧器

電機盤

無停電電源装置

受配電・制御機器

インバータ

モータ

サーボシステム

制御機器

計測機器

スマートメータ

旅客乗降用ドアシステム

自動販売機

店舗設備機器

半　導　体

産業分野

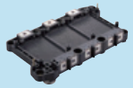

自動車分野

事業で貢献する SDGｓ重点目標

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 再生可能エネルギーの拡大
- エネルギー効率の改善

9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 産業プロセスにおける CO_2 排出量削減
- 産業・社会インフラの強靭化

11 住み続けられる街づくりを
- 安全・安心な都市インフラサービスの構築
- 持続可能な輸送システム

12 つくる責任 つかう責任
- 天然資源の効率的な利用
- 化学物質・廃棄物の適正管理、放出の削減

13 気候変動に具体的な対策を
- 製品を通じた社会の CO_2 排出量削減
- 生産時の温室効果ガス排出量削減

株主各位

（証券コード　6504）
2024年6月4日
（電子提供措置の開始日 2024年6月3日）

川崎市川崎区田辺新田1番1号
（本社事務所
東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー）
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤　通宏

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(https://www.fujielectric.co.jp/about/ir/stock/meeting/index17.html)

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト
(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)
上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「富士電機」または「コード」に当社証券コード「6504」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、7頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始時刻　午前9時）

2. 場　　所　ウェスティンホテル東京　地下2階　ギャラクシールーム
東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）

3. 目的事項

▶ 報告事項　第148期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容、ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

▶ 決議事項　第1号議案　取締役10名選任の件
第2号議案　監査役5名選任の件
第3号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。
(2) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、両方が同一日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
(3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものといたします。

以上

- 総会当日は、当社役員および係員につきましては、クールビズスタイルにて対応させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の定めに基づき、本招集ご通知5頁に記載の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知には記載しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の方法がございます。

株主総会に ご出席されない株主様

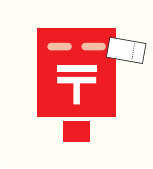

1. 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案について賛否をご表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限 ：**2024年6月24日（月曜日）午後6時 到着分まで**

---

2. インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使方法については **次頁** をご参照ください。

【インターネット等による議決権行使の際の注意点】

- 複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、両方が同一日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限 ：**2024年6月24日（月曜日）午後6時 入力分まで**

株主総会に ご出席される株主様

当日会場受付に議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。（ご捺印は不要です）

※本総会において議決権を行使することができる他の株主様1名を代理人として議決権を行使いただくことができます。この場合は、当日会場受付に委任状ならびに株主様ご本人および代理人の株主様の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

▶ 株主総会開催日時 ：**2024年6月25日（火曜日）午前10時** 受付開始時刻 午前9時

インターネット等*による議決権行使のご案内

＊機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

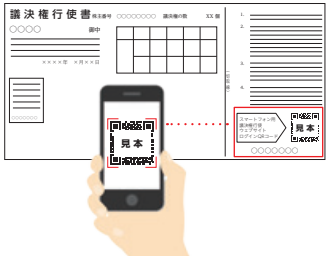

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

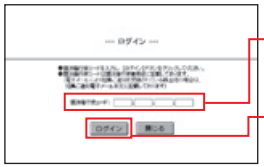

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

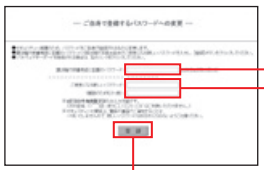

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

（メ　　モ）

第1号議案　取締役10名選任の件

提案の理由

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の10名の取締役（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

当社は2023年9月に創立100周年を迎え、2024年度は、新たな100年に向けたスタートの年となります。本年5月には、2026年度中期経営計画「熱く、高く、そして優しく2026」を発表いたしました。当社の経営スローガンを新中期経営計画の呼称にしました。当社経営の原点に返り、熱い気持ち、高い志・目標をもって、コア技術であるパワーエレクトロニクス技術に更に磨きをかけ、「エネルギー・環境事業で社会に貢献」する企業、ステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けたいと考えています。

そのため、当社は取締役会に必要な見識・経験について、事業特性に照らし、「企業経営」、「財務・会計」、「グローバル」、「環境・社会」、「研究開発・技術・製造・DX」、「コーポレートガバナンス・法務・リスク」、「マーケティング・業界」の7つの分野と定義しています。

常勤取締役（候補者番号1～6）については、当社の経営方針の遂行に必要な見識・経験等を勘案し、6名の候補者を決定しました。

社外取締役（候補者番号7～10）については、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、他社での経営経験、当社の事業に係るエネルギー・環境分野の知見および国際的な経験を含め、多面的な経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および19～23頁に記載の当社からの独立性等を総合的に勘案し、4名の候補者を決定しました。

当社が各取締役候補者に期待する分野は、11～12頁をご参照下さい。

以上、10名の取締役の選任をご承認いただき、将来の事業成長に向け迅速かつ透明性の高い経営を執行する所存であります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員である社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名・報酬委員会」での審議および答申を経ております。

取締役候補者の現在の当社における地位・担当および当社が期待する分野

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位・担当	当社が取締役候補者に期待する分野						
			企業経営	財務・会計	グローバル	環境・社会	研究開発・技術・製造・DX	コーポレートガバナンス・法務・リスク	マーケティング・業界
1	北澤（きたざわ） 通宏（みちひろ） (男性) 重任	代表取締役 取締役会長CEO（最高経営責任者） 指名・報酬委員会委員	●	●	●	●	●	●	●
2	近藤（こんどう） 史郎（しろう） (男性) 重任	代表取締役 取締役社長COO（最高執行責任者） 執行役員社長 指名・報酬委員会委員	●		●	●	●		●
3	荒井（あらい） 順一（じゅんいち） (男性) 重任	取締役 執行役員専務 経営企画本部長 輸出管理室長 コンプライアンス担当		●	●	●		●	
4	宝泉（ほうせん） 徹（とおる） (男性) 重任	取締役 執行役員専務 半導体事業本部長				●	●		●
5	鉄谷（てつたに） 裕司（ひろし） (男性) 重任	取締役 執行役員常務 インダストリー事業本部長				●	●		●
6	河野（かわの） 正志（まさし） (男性) 新任	執行役員常務 エネルギー事業本部長				●	●		●
7	丹波（たんば） 俊人（としひと） (男性) 重任 社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	●	●	●			●	
8	富永由加里（とみながゆかり） (女性) 重任 社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員	●				●	●	
9	立藤（たちふじ） 幸博（ゆきひろ） (男性) 重任 社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員	●		●	●	●	●	
10	野城（やしろ） 智也（ともなり） (男性) 重任 社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員			●	●		●	

候補者番号

1

北澤 通宏（きたざわ みちひろ）

（1952年2月10日生）

所有する当社の株式数 …… 45,200株
取締役在任年数 …… 16年
取締役会出席回数 …… 11／13回

重　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1974年 4月　当社入社
1998年 4月　ユー・エス・富士電機社　取締役社長
2001年 6月　富士電機画像デバイス㈱　代表取締役社長
2003年10月　富士電機デバイステクノロジー㈱　取締役
2004年 6月　同社常務取締役
2006年 6月　同社専務取締役
2008年 4月　当社シニアエグゼクティブオフィサー
2008年 6月　当社代表取締役　取締役副社長
2010年 4月　当社代表取締役　取締役社長
2011年 4月　当社執行役員社長
2022年 4月　**当社代表取締役会長CEO（現在に至る）**

▶ 当社における担当

最高経営責任者
指名・報酬委員会委員

取締役候補者とする理由

2008年に取締役に選任いただき、在任期間は16年となります。2010年4月より当社代表取締役社長となり、これまで当社経営を牽引してきました。また、2022年4月より代表取締役会長CEOを務めております。
長期にわたる海外勤務、および技術革新が著しい半導体事業などの経験や企業経営に関する見識に基づき、中長期的な経営戦略、経営計画の策定を統括する職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏を本総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役会長CEOとして選定する予定です。

候補者番号 **2**

近藤 史郎（こんどう しろう）

（1960年10月4日生）

所有する当社の株式数 …… 13,900株
取締役在任年数 …… 3年
取締役会出席回数 …… 12／13回

重　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1984年 4月　当社入社
2005年 4月　富士電機アドバンストテクノロジー㈱　情報通信制御部長
2007年 4月　同社情報通信制御開発センター長
2007年 7月　同社取締役
2008年 7月　当社技術・事業戦略本部 技術戦略室 ゼネラルマネージャー
2010年 9月　富士電機企業管理（上海）社　副総経理（董事）
2012年 6月　富士電機（中国）社　総経理（董事長）
2013年 4月　当社産業インフラ事業本部計測制御システム事業部長
2014年 7月　当社産業インフラ事業本部産業プラント事業部長
2015年 4月　当社産業インフラ事業本部産業計測機器事業部長
2016年 4月　当社技術開発本部副本部長
2017年 4月　当社執行役員
　　当社技術開発本部長
2020年 4月　当社執行役員常務
2021年 6月　当社取締役
2022年 4月　**当社代表取締役社長COO（現在に至る）**
　　当社執行役員社長（現在に至る）

▶ 当社における担当

最高執行責任者
指名・報酬委員会委員

取締役候補者とする理由

2021年に取締役に選任いただき、在任期間は3年となります。また、2022年4月より代表取締役社長COOを務めております。
事業部門、海外拠点、技術開発部門の責任者としての経験や、企業経営に関する見識に基づき、経営戦略、経営計画に基づいた事業執行を統括する職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏を本総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長COOとして選定する予定です。

候補者番号 3

荒井 順一（あらい じゅんいち）

（1957年10月12日生）

所有する当社の株式数 …… 12,300株
取締役在任年数 …… 8年
取締役会出席回数 …… 13／13回

重　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1982年 4月　当社入社
1989年 7月　ユー・エス・富士電機社出向
2002年 2月　当社電子事業本部事業統括部企画部長
2003年10月　富士電機デバイステクノロジー㈱　経営企画本部経営企画部長
2007年 4月　同社半導体事業本部事業統括部副統括部長
2008年 4月　同社半導体事業本部事業統括部長
2008年 7月　当社技術・事業戦略本部事業戦略室　事業企画担当ゼネラルマネージャー
2009年 6月　当社エグゼクティブオフィサー
2009年 7月　当社経営企画室長
2010年 4月　メタウォーター㈱　社長付
2010年 7月　同社取締役
　　同社管理本部長
2012年 4月　当社執行理事
　　当社経営企画本部経営企画室長
2013年 4月　当社執行役員
2016年 4月　当社執行役員常務
　　当社経営企画本部長（現在に至る）
2016年 6月　**当社取締役（現在に至る）**
2020年 4月　**当社執行役員専務（現在に至る）**

▶ 当社における担当

経営企画本部長
輸出管理室長
コンプライアンス担当

取締役候補者とする理由

2016年に取締役に選任いただき、在任期間は8年となります。
長期にわたる海外勤務、および技術革新が著しい半導体事業等の経験や企業経営に関する見識に基づき、経営企画本部長として管理業務全般を統括する職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

宝泉（ほうせん） 徹（とおる）（1960年6月25日生）

所有する当社の株式数 …… 5,300株
取締役在任年数 …… 2年
取締役会出席回数 …… 13／13回

重　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月　当社入社
2003年10月　富士日立パワーセミコンダクタ㈱　松本事業所副事業所長
2006年 2月　富士電機デバイステクノロジー㈱
半導体事業本部情報・電源事業部商品技術センター　ゼネラルマネージャー
2007年 9月　同社半導体事業本部情報・電源事業部副事業部長
2008年 4月　同社半導体開発営業本部営業統括部商品企画部長
2008年 7月　同社半導体事業統括部ディスクリート・IC部長
2009年 1月　同社半導体事業本部事業戦略統括部副統括部長
2009年10月　富士電機システムズ㈱
半導体事業本部半導体統括部副統括部長
2011年 4月　当社電子デバイス事業本部パワー半導体事業部長
2013年 4月　当社電子デバイス事業本部事業統括部長
2017年 4月　当社執行役員
当社電子デバイス事業本部副本部長
2018年 4月　当社電子デバイス事業本部長
2019年 4月　当社執行役員常務
2021年 4月　**当社半導体事業本部長（現在に至る）**
2022年 4月　**当社執行役員専務（現在に至る）**
2022年 6月　**当社取締役（現在に至る）**

▶ 当社における担当

半導体事業本部長

取締役候補者とする理由

2022年に取締役に選任いただき、在任期間は2年となります。
当社が成長分野と位置付ける半導体事業における重要な職務の経験や、企業経営に関する見識に基づき、半導体事業部門の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

てつたに　ひろし

鉄谷 裕司

（1963年11月18日生）

所有する当社の株式数 …… 4,600株
取締役在任年数 …… 2年
取締役会出席回数 …… 13／13回

重　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1986年 4月　当社入社
2008年 7月　富士電機システムズ㈱
ドライブ事業本部ドライブ統括部ドライブ機器技術部長
2009年 4月　同社ドライブ事業本部複合商品ソリューション統括部長
2010年 4月　同社環境ソリューション本部輸送ソリューション事業部
搬送システム統括部長
2011年 4月　当社パワエレ機器事業本部ドライブ事業部駆動企画部統括部長
2013年10月　当社パワエレ機器事業本部ドライブ事業部長
2017年 4月　当社パワエレシステム事業本部副本部長
当社パワエレシステム事業本部ファクトリーオートメーション事業部長
2019年 4月　当社執行役員
当社パワエレシステム インダストリー事業本部長
2021年 4月　**当社執行役員常務（現在に至る）**
2021年 9月　当社パワエレ インダストリー事業本部長
2022年 6月　**当社取締役（現在に至る）**
2023年10月　**当社インダストリー事業本部長（現在に至る）**

▶ 当社における担当

インダストリー事業本部長

取締役候補者とする理由

2022年に取締役に選任いただき、在任期間は2年となります。
当社が成長分野と位置付けるインダストリー事業における重要な職務の経験や、企業経営に関する見識に基づき、インダストリー事業部門の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

河野 正志（かわの まさし）

（1961年9月14日生）　所有する当社の株式数 …… 5,100株

新　任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1986年 4月　当社入社
2009年 4月　富士電機システムズ㈱ 技術開発本部パワエレ開発センター開発第一部長
2010年 6月　同社技術開発本部パワエレ技術センター長
同社技術開発本部パワエレ技術センター開発第一部長
2011年 4月　同社技術開発本部製品技術研究所パワエレ技術開発センター長
2013年 4月　当社パワエレ機器事業本部生産統括部神戸工場長
2015年 7月　当社パワエレ機器事業本部パワーサプライ事業部長
2017年 4月　当社生産・調達本部副本部長
当社生産・調達本部ものつくり戦略センター長
2019年 4月　当社執行役員
当社生産・調達本部長
2020年 4月　当社パワエレシステム エネルギー事業本部長
2021年 4月　**当社執行役員常務（現在に至る）**
2021年 9月　当社パワエレ エネルギー事業本部長
2023年10月　**当社エネルギー事業本部長（現在に至る）**

▶ 当社における担当

エネルギー事業本部長

取締役候補者とする理由

新任の取締役候補者であります。
当社が成長分野と位置付けるエネルギー事業における重要な職務の経験や、企業経営に関する見識に基づき、エネルギー事業部門の責任者としての職責を担うべく、選任をお願いするものであります。

候補者番号 **7**

たんば　としひと
丹波 俊人 （1950年3月13日生）

所有する当社の株式数 …… 2,300株
取締役在任年数 …… 8年
取締役会出席回数 …… 13／13回

重　任
社外取締役
独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1972年 4月　伊藤忠商事㈱入社
2001年 6月　同社執行役員　生活資材部門長
2003年 6月　同社代表取締役常務　生活資材・化学品カンパニープレジデント
2005年 4月　同社代表取締役専務　経営企画担当役員
2006年10月　同社代表取締役専務　経営管理担当役員
2008年 4月　同社代表取締役副社長　社長補佐　海外分掌役員
2010年 4月　同社代表取締役副社長執行役員　社長補佐
2011年 6月　東京センチュリーリース㈱（現東京センチュリー㈱）顧問
　　同社代表取締役会長
2016年 6月　**当社社外取締役（現在に至る）**
2020年 4月　東京センチュリー㈱取締役
2022年 6月　**同社特別参与（現在に至る）**

▶ 当社における担当

指名・報酬委員会委員長

▶ 重要な兼職の状況

東京センチュリー㈱特別参与

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

2016年に社外取締役として選任いただき、在任期間は8年となります。
同氏は、上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該知見に基づき経営全般に関し有用な助言、提言を行っております。
また、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、積極的に意見を述べております。
上記のとおり、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

当社は、同氏が特別参与を務めている東京センチュリー㈱との間に営業取引関係がありますが、2023年度における同社との取引金額は約10億円であり、同年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、当社または同社の総売上高の1%未満であります。

候補者番号 **8**

とみなが　ゆかり
富永 由加里 (1958年4月19日生)

所有する当社の株式数 …… 300株
取締役在任年数 …… 2年
取締役会出席回数 …… 13／13回

重　任
社外取締役
独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1981年 4月	日立コンピュータコンサルタント㈱（現㈱日立ソリューションズ）入社
2010年10月	同社産業・流通システム事業本部 第一産業・流通システム事業部 アプリケーションシステム本部長
2011年 4月	同社執行役員 産業・流通システム事業本部流通ソリューション事業部 副事業部長
2012年 4月	同社執行役員 産業・流通システム事業本部流通ソリューション事業部長
2013年 4月	同社執行役員 金融システム事業本部金融システム事業部長
2014年 4月	同社常務執行役員 金融システム事業本部長
2015年 4月	同社常務執行役員 社会イノベーション推進本部長 同社営業統括本部副統括本部長
2015年10月	同社常務執行役員【分掌：社会イノベーションシステム事業担当】
2016年10月	同社常務執行役員 品質保証統括本部長
2019年 4月	同社社長付【チーフダイバーシティオフィサーCDO】
2020年 4月	同社本部員
2020年 6月	**森永乳業㈱ 社外取締役（現在に至る）**
2021年 6月	㈱ヤシマキザイ社外取締役
2021年 7月	SBテクノロジー㈱ 顧問
2022年 6月	**同社社外取締役（現在に至る）** **当社社外取締役（現在に至る）**

▶ 当社における担当

指名・報酬委員会委員

▶ 重要な兼職の状況

森永乳業㈱社外取締役
SBテクノロジー㈱社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

2022年に社外取締役として選任いただき、在任期間は2年となります。
同氏は、事業会社において、当社の事業活動に関連の深い様々な事業分野における重要な職務を経験したほか、上場会社の社外取締役を務めるなど、企業経営に関する幅広い見識と経験を有しており、当該知見に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っております。
また、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、積極的に意見を述べております。
上記のとおり、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

当社は、同氏がチーフダイバーシティオフィサーを務めていた㈱日立ソリューションズとの間に営業取引関係がありますが、2023年度における同社との取引金額は約27百万円であり、同年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、当社または同社の総売上高の1％未満であります。

候補者番号

9

たちふじ　ゆきひろ

立藤　幸博

（1960年10月12日生）

所有する当社の株式数 …… 100株
取締役在任年数 …… 1年
取締役会出席回数 …… 10／10回

（注）同氏は、2023年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって新たに取締役に就任したため、上記の取締役会の出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。

重　任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1985年　4月　三菱製紙㈱入社
1999年　4月　Mitsubishi HiTec Paper Bielefeld 新商品開発課長
2013年　6月　三菱製紙㈱　執行役員
同社高砂工場長
同社洋紙事業部副事業部長
同社イメージング事業部副事業部長
同社機能材事業部副事業部長
2016年　1月　同社上席執行役員
2018年　1月　同社常務執行役員
2019年　6月　同社代表取締役社長
2022年　4月　同社取締役　相談役
2022年　6月　同社相談役
2023年　6月　**当社社外取締役（現在に至る）**

▶ 当社における担当

指名・報酬委員会委員

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

2023年に社外取締役として選任いただき、在任期間は1年となります。
同氏は、上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該知見に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っております。
また、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、積極的に意見を述べております。
上記のとおり、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

10

野城 智也（やしろ ともなり）

（1957年7月2日生）

所有する当社の株式数 …… 100株
取締役在任年数 …… 1年
取締役会出席回数 …… 10／10回

（注）同氏は、2023年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって新たに取締役に就任したため、上記の取締役会の出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。

重　任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1985年 4月　建設省　建築研究所　研究員
1991年 4月　武蔵工業大学　建築学科　助教授
1994年10月　英国Reading大学 visiting research fellow
1998年 4月　東京大学大学院　工学系研究科 社会基盤工学専攻　助教授
1999年10月　同大学　生産技術研究所　助教授
2001年 4月　同大学　生産技術研究所　教授
2009年 4月　同大学　生産技術研究所　所長
2013年 4月　同大学　副学長
2018年12月　同大学　価値創造デザイン人材育成研究機構　機構長
2023年 3月　同大学退職
2023年 4月　高知工科大学　教授
　　東京都市大学　特任教授
2023年 6月　**当社社外取締役（現在に至る）**
2024年 1月　**東京都市大学　学長（現在に至る）**

▶ 当社における担当

指名・報酬委員会委員

▶ 重要な兼職の状況

東京都市大学　学長

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

2023年に社外取締役として選任いただき、在任期間は1年となります。
同氏は、会社経営に関与したことがありませんが、サステナブル建築、イノベーションのマネジメントの専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該知見に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っております。
また、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、積極的に意見を述べております。
上記のとおり、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

当社は、同氏が副学長を務めていた東京大学を運営する国立大学法人東京大学との間に営業取引関係がありますが、2023年度における同法人との取引金額は約60百万円であり、同年度における当社の同法人に対する売上高、および同法人の当社に対する経常収益はともに、当社の総売上高または同法人の総経常収益の1％未満であります。また、同氏が学長を務めている東京都市大学を運営する学校法人五島育英会との間に営業取引関係がありますが、2023年度における同法人との取引金額は約0.5百万円であり、同年度における当社の同法人に対する売上高、および同法人の当社に対する営業収益はともに、当社の総売上高または同法人の総営業収益の1％未満であります。

取締役候補者に関する特記事項

【当社との特別の利害関係】

・各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

【社外取締役候補者に関する事項】

・取締役候補者のうち、丹波俊人、富永由加里、立藤幸博、野城智也の4氏は、社外取締役候補者であります。

・社外取締役候補者各氏は、取締役としての報酬等を除き、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受ける予定、または過去2年間に受けていた事実はありません。

・社外取締役候補者各氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

【社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要】

当社は、法令および定款に基づき、社外取締役候補者である丹波俊人、富永由加里、立藤幸博、野城智也の4氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、各氏との間の当該契約の効力は継続します。

・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。

・契約締結後も、社外取締役としての善管注意義務を尽くし、誠実にその職務を遂行する。

【取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社役員としての業務に伴う行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険により補填することとしております。被保険者は全ての取締役（社外取締役含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者の独立性に関する事項

【会社法施行規則に定める事項】

・丹波俊人、富永由加里、立藤幸博、野城智也の4氏は、過去に当社またはその子会社の業務執行者または非業務執行役員であった事実はありません。

・上記の4氏は、会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員ではなく、また、過去10年間に当該業務執行者または非業務執行役員であった事実はありません。

【金融商品取引所 有価証券上場規程に定める事項】

・当社は、丹波俊人、富永由加里、立藤幸博、野城智也の4氏を金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、当該届出を継続いたします。

第2号議案　監査役5名選任の件

提案の理由

常勤監査役 松本淳一氏および社外監査役 平松哲郎、高岡洋彦、勝田裕子の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、常勤監査役 奥野嘉夫氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役5名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

常勤監査役（候補者番号1～2）については、富士電機の業務全般にわたり精通するとともに、監査役に必要な専門知識・経験等を勘案し、候補者を決定しました。

社外監査役（候補者番号3～5）については、富士電機の経営監督機能の強化とともに、経営判断に有用な助言、提言をいただくため、監査に必要な専門知識を有するとともに、多面的な経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および28～31頁に記載の当社からの独立性等を総合的に勘案し、候補者を決定しました。

以上、5名の監査役の選任をご承認いただき、透明性の高い監査により、コンプライアンス強化に努めてまいります。

監査役候補者の選任につきましては、独立役員である社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名・報酬委員会」での審議および答申を経ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、大橋潤氏は、奥野嘉夫氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより同監査役の任期の満了する時までとなります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位
1	まつもと じゅんいち 松本 淳一 (男性) 重 任	常勤監査役
2	おおはし じゅん 大橋 潤 (男性) 新 任	監査室長付
3	たかおか ひろひこ 高岡 洋彦 (男性) 重 任 社外監査役 独立役員	社外監査役
4	かつた ゆうこ 勝田 裕子 (女性) 重 任 社外監査役 独立役員	社外監査役
5	うえまつ のりゆき 植松 則行 (男性) 新 任 社外監査役 独立役員	

候補者番号 1

松本 淳一（まつもと じゅんいち）

（1960年3月26日生）

所有する当社の株式数 …… 17,400株
監査役在任年数 …… 7年
取締役会出席回数 …… 13／13回
監査役会出席回数 …… 9／9回

重　任

▶ 略歴、当社における地位

1982年 4月　当社入社
2002年 4月　当社財務計画室財務部長
2009年 7月　当社エグゼクティブオフィサー　当社財務室長
2010年 6月　当社取締役
2011年 4月　当社執行役員
2012年 4月　当社経営企画本部財務室長
2012年 6月　当社取締役退任
2013年 6月　当社取締役
2017年 6月　**当社常勤監査役（現在に至る）**

監査役候補者とする理由

2017年に監査役として選任いただき、常勤監査役を務めており、在任期間は7年となります。
当社取締役および財務・会計部門の責任者としての経験による富士電機の業務執行に関する知見や、企業経営に関する見識に基づき、引き続き監査役としての職責を担うべく、選任をお願いするものであります。
なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き常勤監査役として選定する予定です。

候補者番号

2

大橋（おおはし） 潤（じゅん）

（1961年8月14日生）　所有する当社の株式数 …… 1,000株

新　任

▶ 略歴、当社における地位

1985年 4月　当社入社
2005年 4月　富士電機リテイルシステムズ㈱製造統括本部埼玉工場総務部長
2007年 7月　㈱FFC経営管理本部経理部長
2008年 6月　富士電機システムズ㈱経営企画本部財務経理部
2010年 4月　同社管理本部財務経理部長
2011年 4月　当社経営企画室管理部長
2012年 4月　当社経営企画本部経営企画室企画部長
2013年 4月　当社産業インフラ事業本部事業企画部長
2017年 4月　当社監査室長
2024年 4月　**当社監査室長付（現在に至る）**

監査役候補者とする理由

新任の監査役候補者であります。
当社監査部門および経営企画部門ならびに子会社の財務・会計部門の責任者としての経験による富士電機の業務執行に関する知見や、企業経営に関する知見に基づき、常勤監査役としての職責を担うべく、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかおか　ひろひこ

高岡 洋彦

（1952年8月10日生）

所有する当社の株式数 …… 1,100株
監査役在任年数 ……3年10か月
取締役会出席回数 ……13／13回
監査役会出席回数 …… 9／9回

重　任

社外監査役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1976年 4月　横浜ゴム㈱入社
2008年 6月　同社執行役員　スポーツ事業部長
2011年 6月　同社常務執行役員　スポーツ事業部担当
㈱アクティ代表取締役社長
2012年 4月　㈱ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長
2015年 3月　横浜ゴム㈱常任監査役
2020年 8月　**当社社外監査役（現在に至る）**

社外監査役候補者とする理由

2020年に社外監査役として選任いただき、在任期間は3年10か月となります。
企業経営者としての豊富な経験と高い見識とともに、上場会社の常任監査役等を歴任され、専門知識を有しており、富士電機の経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

当社は、同氏が常任監査役を務めていた横浜ゴム㈱との間に営業取引関係がありますが、2023年度における横浜ゴム㈱との取引金額は約4億円であり、同年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、当社または同社の総売上高の1%未満であります。

候補者番号

4

勝田 裕子（かつた ゆうこ）

（1966年2月18日生）

所有する当社の株式数 …… 0株
監査役在任年数 ……3年10か月
取締役会出席回数 ……12／13回
監査役会出席回数 …… 8／9回

重　任

社外監査役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1997年 4月　弁護士登録（東京弁護士会）
1997年 4月　荒木法律事務所
1999年 2月　鈴榮特許綜合法律事務所（現鈴榮特許綜合事務所）
2002年 2月　同所パートナー
2004年 1月　日本アイ・ビー・エム㈱　法務・知的財産部　カウンセル
2013年 1月　同社チーフ・プライバシー・オフィサー
2016年 6月　**名取法律事務所（現ITN法律事務所）パートナー（現在に至る）**
2020年 8月　**当社社外監査役（現在に至る）**

▶ 重要な兼職の状況

ITN法律事務所パートナー

社外監査役候補者とする理由

2020年に社外監査役として選任いただき、在任期間は3年10か月となります。
弁護士として、企業法務案件に多数関与した経験を有しており、富士電機の経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

植松 則行（うえまつ のりゆき）

（1960年6月24日生）　所有する当社の株式数 …… 0株

新　任

社外監査役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位

1985年 3月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年10月　公認会計士登録
1997年 6月　デロイトトーマツコンサルティング㈱
（現アビームコンサルティング㈱）入社
1999年 6月　同社製造グループ・九州事業部担当パートナー
2003年 8月　㈱電通入社
2008年 7月　**植松公認会計士事務所所長（現在に至る）**
2011年 7月　**㈲エス・ユー・コンサルタント代表取締役（現在に至る）**
2015年 1月　㈱鎌倉新書社外監査役
2016年 4月　同社 社外取締役・監査等委員
2016年 6月　アステラス製薬㈱社外監査役
2018年 6月　同社社外取締役・監査等委員
2022年 3月　**サイボウズ㈱社外監査役（現在に至る）**

▶ 重要な兼職の状況

植松公認会計士事務所所長
㈲エス・ユー・コンサルタント代表取締役
サイボウズ㈱社外監査役

社外監査役候補者とする理由

新任の社外監査役候補者であります。
公認会計士および上場企業の役員として、企業会計・財務を中心に企業経営に多数関与した経験を有しており、富士電機の経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言をいただけるものと考え、選任をお願いするものであります。

監査役候補者に関する特記事項

【当社との特別の利害関係】

・各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

【社外監査役候補者に関する事項】

・監査役候補者のうち、高岡洋彦、勝田裕子、植松則行の3氏は、社外監査役候補者であります。

・社外監査役候補者各氏は、監査役としての報酬等を除き、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受ける予定、または過去2年間に受けていた事実はありません。

・社外監査役候補者各氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

【社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要】

当社は、法令および定款に基づき、社外監査役候補者である高岡洋彦氏、勝田裕子氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、各氏との間の当該契約の効力は継続するとともに、新たに植松則行氏との間でも同様の契約を締結する予定です。

・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。

・契約締結後も、社外監査役としての善管注意義務を尽くし、誠実にその職務を遂行する。

【監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社役員としての業務に伴う行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険により補填することとしております。被保険者は全ての監査役（社外監査役含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者の独立性に関する事項

【会社法施行規則に定める事項】

・高岡洋彦、勝田裕子、植松則行の3氏は、過去に当社またはその子会社の業務執行者または非業務執行役員であった事実はありません。

・上記の3氏は、会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員ではなく、また、過去10年間に当該業務執行者または非業務執行役員であった事実はありません。

【金融商品取引所 有価証券上場規程に定める事項】

・当社は、高岡洋彦氏、勝田裕子氏を金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、当該届出を継続するとともに、新たに植松則行氏についても独立役員として届け出る予定です。

第3号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬（注）により構成されていますが、株式価値との連動性をより明確にし、株主視点に立って中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動報酬について、従来の年次賞与（第131回定時株主総会で承認いただいた、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内）とは別枠として、新たに株式報酬（年間42,000株以内）を設けるものです。

本制度の導入については、当社の指名・報酬委員会において、上記の趣旨に鑑み、本制度を導入することが相当であるとの答申に基づき、本年5月23日開催の取締役会において決議した「取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針」（36～37頁）に沿って、現行の取締役報酬の支給水準、年次賞与との分配および取締役の員数の動向、ならびにこれらの今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

（注）取締役の報酬枠については、2007年6月26日開催の第131回定時株主総会および2013年6月25日開催の第137回定時株主総会において、次のとおり承認いただいております。
・固定報酬　　：年額4億5,000万円以内
・業績連動報酬（年次賞与）：支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度の概要は、以下の通りです。

①本議案につきご承認をいただいた枠の範囲内で制定する役員株式給付規程に基づき、業績等を勘案して決定するポイントを取締役に付与し、そのポイント数に応じた当社株式を信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて毎年一定の時期に給付します。なお、取締役は、当社との契約により、在任期間中、給付された株式を処分することは制限されます。

②上記により給付される株式は、予め当社から本信託に金銭を拠出し、本信託が、株式市場を通じて取得する方法または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）を対象とします。

第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、執行役員についても本制度と同一のスキームによる業績連動型株式報酬制度を導入いたします。

(3) 取締役に給付される当社株式の算定方法および上限

当社は、各事業年度終了後、役員株式給付規程に基づき、各取締役に役位、当該事業年度における業績達成度等を勘案して定められる数のポイントを付与します。1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し、1事業年度当たりのポイント数の上限は42,000ポイント、給付株式数の上限は42,000株となります。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数420個の発行済株式総数に係る議決権数1,425,726個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.03%です。

本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整が行われ、1事業年度当たりの給付株式数もこれにより調整されます。

(4) 当社株式等の給付

取締役は、各事業年度終了後に付与されたポイント数に応じた数の当社株式の給付を毎年一定の時期に受けます。ただし、付与されたポイント数の一定割合について当社株式に交換せずポイントとして継続し、退任時にそのポイントに応じた当社株式の時価相当額の金銭給付を受ける場合があります。

ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、または在任中に一定の非違行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(5) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年度から2026年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）およびその後の一定期間（原則として中期経営計画の対象期間とし、以下、当初対象期間と併せ、「対象期間」と総称します。）を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本議案をご承認いただいた後の適切な時期に本信託を設定し、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出します。

なお、ご参考として、2024年5月22日（本制度の導入にかかる取締役会決議日の前日）の終値9,647円を適用した場合、上記の必要資金は、約1,216百万円（1事業年度当たり約405百万円）となります（注)。

当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込み額を合算した金額となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（5）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて取得する方法または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、1事業年度当たりのポイント数の上限である42,000ポイントに、当該対象期間に係る事業年度数を乗じた数(中期経営計画の期間が3事業年度の場合は126,000株)となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、これに先立ち、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限をかけずに当社株式を給付することがあります。

①譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

②譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを退任した場合は、当該時点において譲渡制限を解除すること

③組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

④当社による無償取得

取締役に一定の非違行為等があった場合、当社が、当該取締役が保有する当社株式を無償で取得すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象となる当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

本制度の詳細につきましては、以上の内容の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役、監査役の報酬等は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

(1) 常勤取締役

常勤取締役は、各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、次のとおりの構成、運用といたします。

①定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

②業績連動報酬

ｉ．年次賞与

中期経営計画における重要な目標値として設定している前年度の連結売上高営業利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定いたします。

また、株主の皆様に剰余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に支給するものとし、その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0％以内といたします。

ⅱ．株式報酬

株式価値との連動性をより明確とするため前年度の連結売上高当期純利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定いたします。

また、株主の皆様に剰余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に上記支給額に応じた当社株式を給付し、1事業年度当たりの総支給株数は、42,000株を上限といたします。

(2) 常勤監査役

常勤監査役は、富士電機全体の職務執行の監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

(3) 社外取締役・社外監査役

社外取締役・社外監査役は、富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会にて代表取締役 取締役会長CEO北澤通宏に一任することを決議しています。その権限の範囲は、指名･報酬委員会の答申に基づく取締役会での決議内容に対し、各取締役の担当業務の評価を反映させるものであり、この権限が適切に行使されるようにするために、個人評価による賞与の変動幅は一定の範囲内とすることを指名･報酬委員会にて定めており、委任される権限はその範囲内で行使されることとなります。

以　上

〔ご参考〕【独立社外役員にかかる独立性基準】

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有すると判断します。

(1) 主要株主
当社の主要株主（議決権保有割合10％以上の株主）またはその業務執行者である者

(2) 主要取引先
当社の取引先（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタントまたは法律事務所、監査法人もしくは税理士法人その他のコンサルティング・ファームを含む）で、過去3事業年度において毎年、取引額が当社または相手方の年間連結総売上の2％を超える取引先またはその業務執行者である者

(3) メインバンク等
当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはそれらの業務執行者である者

(4) 会計監査人
当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者

(5) 寄付先
過去3事業年度において毎年、1,000万円を超えかつその年間総収入の2％を超える寄付を当社から受けている組織の業務執行者である者

〔ご参考〕【政策保有株式に関する方針】

当社は、投資先企業との関係維持・強化等を目的として、上場株式を政策的に保有しています。当社は、政策保有株式を縮減することを基本方針とし、これらの政策保有株式については、その保有に一定の合理性が認められる場合でも、経営や事業への影響に留意しつつ縮減を図っていきます。

上記の基本方針に基づき、2019年3月末時点で102銘柄保有していた上場株式を、2024年3月末時点では、6銘柄まで縮減しています。

なお、保有合理性については、以下の観点から定期的に取締役会で評価し、その評価内容を開示します。

・投資先企業との関係維持・強化等の必要性
・資本コストとリターンの比較

政策保有株式の議決権に関しましては、発行会社の適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備や中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。必要がある場合には、議案の内容等について発行会社と対話します。

政策保有株式の銘柄数および貸借対照表計上額

(単位：銘柄、百万円)

区分		2022年度末	2023年度末	増　減
上場株式	銘柄数	17	6	▲11
	貸借対照表計上額	82,555	92,186	9,631
非上場株式	銘柄数	68	69	1
	貸借対照表計上額	3,970	4,151	181
合　計	銘柄数	85	75	▲10
	貸借対照表計上額	86,525	96,337	9,812

※2023年度末においては、上記の他にみなし保有株式が698百万円あり、政策保有株式（みなし保有株式を含む）の合計額は97,035百万円となります。これは2023年度末における連結純資産残高の14.7%となります。
みなし保有株式の金額は、2023年度末の時価に保有株式数を乗じて算出しております。

（注）本株主総会参考書類における「富士電機」の表現は、当社ならびに子会社および関連会社から成る企業集団を、また「常勤取締役」の表現は、会社法第2条第15号に規定する業務執行取締役を指します。

以　上

当期における事業活動の状況

全体概況

当社は、2023年度を最終年度とする中期経営計画「令和. Prosperity2023」に掲げる「売上高1兆円」、「営業利益率8％以上」を2022年度において1年前倒しで達成しました。2023年度は当社創立100周年の年であり、更なる成長に向けて、パワエレ事業、パワー半導体事業の拡大を中核とする「成長戦略の推進」、グローバルでのものつくり力強化による「収益力の更なる強化」、及び、ESG（環境、社会、ガバナンス）を中心とした「経営基盤の継続的な強化」を引き続き推し進めるとともに、外部環境変化への適応力を一層強化し、売上・利益の拡大を目指しました。

当期における当社を取り巻く市場環境は、脱炭素化やデジタル化に向けた投資の拡大を背景に、自動車の電動化、省エネ、デジタルインフラ等の継続したニーズの高まりにより、製造業やデータセンター等の設備投資が堅調に推移しました。その一方で、中国経済の低迷継続等を背景に工作機械関連等の需要は低調に推移しました。

このような環境のもと、当社は、拡大する需要に対応したパワー半導体の生産能力増強や、顧客需要に対応した生産体制の最適化、地産地消の推進等により、収益性向上に継続して取り組みました。

当期の連結業績の売上高は、全ての部門で増加し、前期に比べ938億円増加（9％増加）の11,032億円となりました。

損益面では、原材料価格及び動力費の高騰影響や、生産能力増強に係る費用の増加があったものの、物量の増加に加え、製品販売価格の値上げや原価低減の推進、為替影響等により、営業損益は前期に比べ172億円増加の1,061億円となりました。経常損益は前期に比べ200億円増加の1,078億円、親会社株主に帰属する当期純損益は前期に比べ140億円増加の754億円となり、売上高、営業損益、経常損益、親会社株主に帰属する当期純損益いずれも、過去最高を更新しました。

当期の連結経営成績は次のとおりです。

◆当期の連結業績および財産の状況

業績項目	第148期 2023年度	対前期
売上高	11,032億円	938億円増加
営業損益	1,061億円	172億円増加
経常損益	1,078億円	200億円増加
親会社株主に帰属する当期純損益	754億円	140億円増加
1株当たり当期純損益	527.57円	98.07円増加
総資産	12,712億円	896億円増加

事業セグメントの概況

（単位：億円）

事業セグメント名	業績項目	第147期 2022年度	第148期 2023年度	前期比
エネルギー	売上高	3,333	3,428	103%
	営業損益	286	301	106%
インダストリー	売上高	3,698	4,199	114%
	営業損益	268	343	128%
半導体	売上高	2,062	2,280	111%
	営業損益	322	362	112%
食品流通	売上高	953	1,073	113%
	営業損益	44	88	202%
その他	売上高	598	632	106%
	営業損益	37	43	115%
小計	売上高	10,644	11,612	109%
	営業損益	956	1,137	119%
消去または全社	売上高	△549	△579	−
	営業損益	△67	△76	−
合計	売上高	10,094	11,032	109%
	営業損益	889	1,061	119%

●事業セグメント別売上高

（単位：億円）

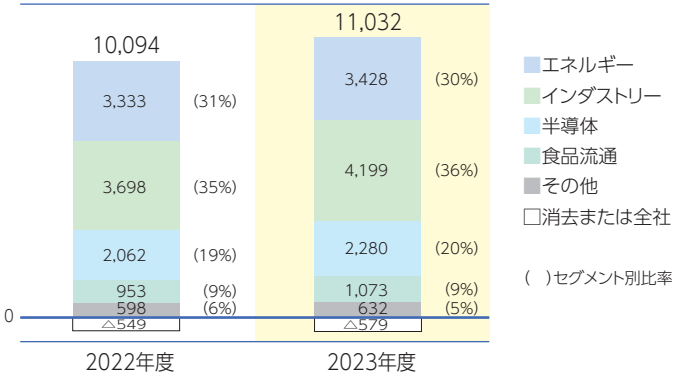

●事業セグメント別営業損益

（単位：億円）

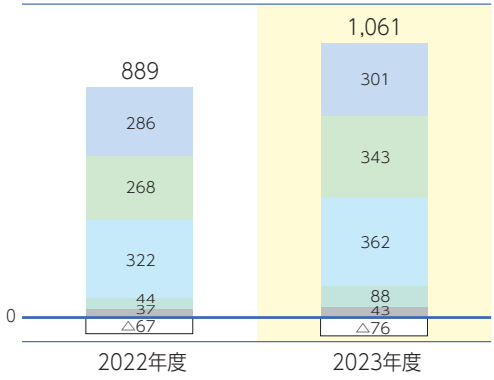

（注）1. 当期より、組織構造の変更に伴い、報告セグメントを従来の「パワエレ エネルギー」、「パワエレ インダストリー」、「半導体」、「発電プラント」および「食品流通」から、「エネルギー」、「インダストリー」、「半導体」および「食品流通」に変更しております。なお、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えたうえで算出しております。

2. 売上高の事業セグメント別比率は、セグメント間の内部取引等を消去・調整する前の金額に基づき算出しております。

事業セグメント別の状況

エネルギー

主要な事業内容

《発電プラント》
地熱発電、水力発電、火力発電、燃料電池

《エネルギーマネジメント》
変電設備、蓄電システム、
エネルギーマネジメントシステム、
太陽光発電、風力発電

《施設・電源システム》
無停電電源装置（UPS）、電機盤

《器具》
受配電・制御機器

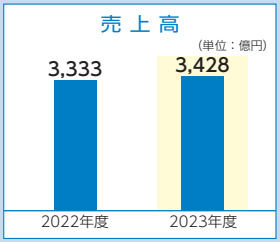

前期比3%増加

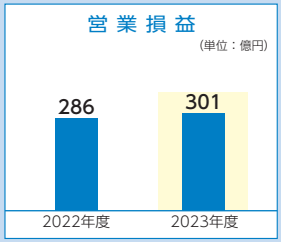

前期比16億円増加

売上高は前期比3%増加の3,428億円となり、営業損益は前期比16億円増加の301億円となりました。

発電プラント分野及び器具分野の需要減少等があったものの、エネルギーマネジメント分野における大口案件の増加及び施設・電源システム分野の需要拡大により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。

・発電プラント分野は、前期の再生可能エネルギー大口案件の影響等により、売上高は前期を下回りました。営業損益は、売上高の減少及び大口案件の費用増により、前期を下回りました。
・エネルギーマネジメント分野は、太陽光発電向け大口案件の減少があったものの、産業向け変電機器及び電源機器の大口案件の増加等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・施設・電源システム分野は、データセンター及び半導体メーカ向け案件の増加により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・器具分野は、機械セットメーカ及び半導体製造装置関連の需要減少等により、売上高、営業損益ともに前期を下回りました。

インダストリー

主要な事業内容

《オートメーション》
インバータ、FAコンポーネント、計測機器、センサ、FAシステム、駆動制御・計測制御システム

《社会ソリューション》
鉄道車両用駆動システム・ドアシステム、船舶・港湾用システム、放射線機器・システム

《設備工事》
電気工事、空調設備工事

《ITソリューション》
ICTに関わる機器・ソフトウェア

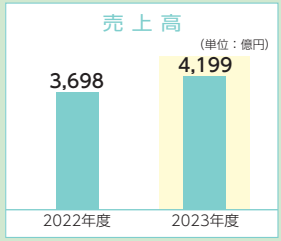

前期比14%増加

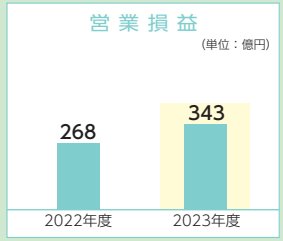

前期比75億円増加

売上高は前期比14％増加の4,199億円となり、営業損益は前期比75億円増加の343億円となりました。

オートメーション分野、社会ソリューション分野及び設備工事分野の需要増加等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。

・オートメーション分野は、ファクトリーオートメーションにおけるコンポーネントの生産増を主因に、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・社会ソリューション分野は、原子力関連機器案件や放射線機器案件の増加等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・設備工事分野は、空調設備工事の大口案件等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・ITソリューション分野は、大口案件等の増加により、売上高は前期を上回りましたが、営業損益は案件差等により前期と同水準となりました。

半導体

主要な事業内容

《半導体》
産業用・自動車用パワー半導体

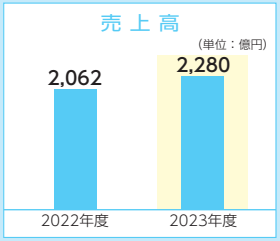

前期比11%増加

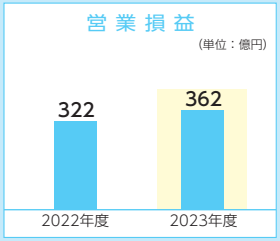

前期比40億円増加

売上高は前期比11％増加の2,280億円となり、営業損益は前期比40億円増加の362億円となりました。

・半導体分野は、第4四半期において部材調達影響による生産減及び売上減があったものの、電動車（xEV）向けパワー半導体の需要拡大により、売上高は前期を上回りました。営業損益は、パワー半導体の生産能力増強に係る費用の増加、原材料価格の高騰があったものの、売上高の増加により、前期を上回りました。

食品流通

主要な事業内容

《自販機》
飲料自販機、食品・物品自販機

《店舗流通》
店舗設備機器、金銭機器

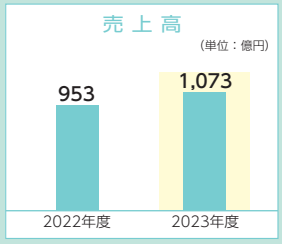

前期比13%増加

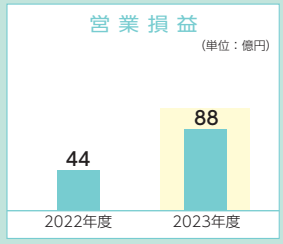

前期比45億円増加

売上高は前期比13％増加の1,073億円となり、営業損益は前期比45億円増加の88億円となりました。

・自販機分野は、国内の需要拡大に加え、原価低減の推進等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
・店舗流通分野は、コンビニエンスストア向け店舗設備機器の改装需要拡大に加え、カウンター機材の大口案件増加により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。

その他

主要な事業内容

不動産業、保険代理業、旅行業、金融サービス、
印刷・情報サービス、人材派遣サービス

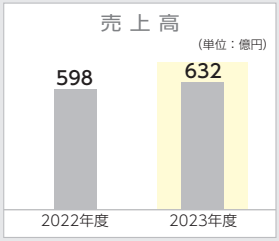

前期比6%増加

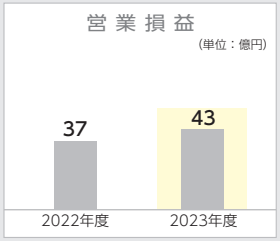

前期比6億円増加

売上高は前期比6%増加の632億円となり、営業損益は前期比6億円増加の43億円となりました。

事業TOPICS

エネルギー

太陽光発電設備に蓄電池システム機器を納入

自動車メーカーの工場に設置する国内最大規模の自家消費型太陽光発電設備に、蓄電池システム機器を納入しました。工場の休日などに生じる余剰電力を蓄電池に充電し、必要時に放電することで、再生可能エネルギーを無駄なく活用できます。

蓄電池システム機器

東南アジアでの事業拡大

データセンター、半導体事業者向けの商談が増加しています。東南アジアでは旺盛な需要に応え、電機盤の生産を行うシンガポールの富士SMBE社を中心に売上拡大に貢献しています。

富士SMBE社（シンガポール）

電機盤

半導体

自動車向けパワー半導体の生産能力増強

自動車の電動化に伴い、モータの駆動制御を担うパワー半導体の需要が増加しています。こうした旺盛な需要に対し、国内生産拠点ならびにマレーシア富士電機社の生産能力を増強しました。

マレーシア富士電機社

自動車向けパワー半導体

インダストリー

汎用インバータ主力機種の刷新

インバータは、工作機械やファン・ポンプ、搬送ラインに使われ、モータの回転数を制御することで、設備を最適に動かし省エネを実現します。汎用インバータの主力機種である「FRENIC-Aceシリーズ」を刷新し、従来比最大約30%の省スペース化を実現。予兆保全、高速通信など機能の充実を図りました。地産地消のもとグローバルに展開していきます。

FRENIC-Ace シリーズ

インドでの事業拡大

高成長が続くインドで、富士電機インド社を中心に地設・地産地消に取り組み、事業が拡大しています。再生可能エネルギー、データセンターなどの社会インフラや鉄鋼・化学プラントなど幅広い産業分野で省エネや電力の安定供給に貢献しています。

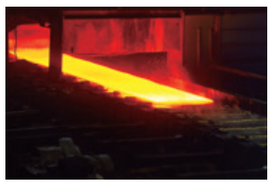
幅広い産業分野で省エネや電力の安定供給に貢献

食品流通

サステナ自販機が省エネ大賞を受賞

「サステナ自販機シリーズ」が一般社団法人省エネルギーセンター主催の「2023年度省エネ大賞」で経済産業大臣賞を受賞しました。インバータの搭載やヒートポンプ性能の向上により、従来比最大約20%の省エネを実現しました。さらに、自社開発の双方向通信端末の活用による商品補充などの作業効率改善により、省エネ化と省力化に寄与しています。

サステナ自販機シリーズ

研究開発

当期におきましては、パワー半導体、パワーエレクトロニクス、計測・制御、冷熱などのコア技術を活用して、創エネルギーからエネルギー安定供給や省エネルギー、自動化、モビリティの電動化などに貢献する研究開発に注力しました。

主な内容は次のとおりです。

エネルギー分野では、自動車用の固体高分子形燃料電池モジュールを適用した定置型の水素発電システムの開発を進めています。JIS規格に準拠した安全性試験と性能試験を通じて高い信頼性を担保します。

再生可能エネルギーの電力需給調整力の一つとして期待される蓄電池システム向けに、重耐塩仕様の屋外設置型・2,600kVA蓄電池用PCS（PVI1400CJ-3）を開発しました。耐環境性を向上したことにより様々な場所へ設置が可能となりました。

データセンターの大容量化ニーズに対応するため、業界最大クラスとなる単機容量2,400kVAの大容量モジュール型無停電電源装置「UPS7500WX」を開発しました。装置効率向上によるランニングコストの削減や、盤との一体設計などにより省スペース化を実現しています。

国内トップシェアの電磁開閉器をフルモデルチェンジした「SC-NEXTシリーズ」を開発しました。横幅寸法を従来比で28%削減し、制御盤の小型化や高性能化に貢献します。

インダストリー分野では、工作機械や搬送ライン向けの汎用インバータ「FRENIC-Aceシリーズ」を開発しました。高速通信が可能なEthernetを標準搭載した機種や、省スペース化が可能なフィンレスタイプなどの機種をそろえ、メンテナンスに有効な予兆保全機能を強化しました。また、鉄鋼、自動車など国内外の様々な産業向けに出力電圧400V、690Vの次世代プラント用インバータ「FRENIC-GS」を開発しました。国際規格や国際標準に対応するとともに、冷却構造とスタック収納構造の刷新により、業界最高クラスのスタック最大容量を実現しました。

さらに、製造現場の装置・機械の監視・操作に用いられるプログラマブル表示器「MONITOUCH V10シリーズ」を開発しました。クアッドコアCPUの搭載とアプリケーションの最適化により、業界トップの操作性と視認性、通信処理の高速化を実現しました。

半導体分野では、鉄道や再生可能エネルギー分野の高耐圧化ニーズに対応するため、大容量モジュール「HPnC」（High Power next Core）パッケージに、最新の第7世代IGBT/FWD「Xシリーズ」チップを搭載した1,700V、2,300V耐圧品を開発しました。

また、パワエレ機器のさらなる小型・軽量化、高効率化のため、第2世代SiCトレンチゲートMOSFETを搭載した1,200V、1,700V（M295パッケージ）のAll-SiCモジュールを開発しました。

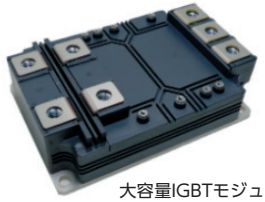
大容量IGBTモジュール「HPnC」

中国の電動車市場向けには、RC-IGBTチップと

冷却性能の改善により、電力密度をさらに高めた直接水冷型パワーモジュール750V/820A（M675パッケージ）を開発しました。

食品流通分野では、外食産業やオフィス向けに、ドリップタイプの業務用全自動コーヒーマシン「Cafe Mania」を開発しました。新たに開発した超微細ファインメッシュフィルタでコーヒーを抽出することにより、豆本来の香りや風味を残しつつ、雑味を極限までなくすことに成功しました。加えて、レストランやオフィスでの使い勝手を考慮し清掃やメンテナンスの容易化に配慮した製品構造を実現しました。

設備投資

当期におきましては、売上拡大に向けた生産能力増強投資および新製品開発を加速する試験設備、環境対応投資など、総額683億円を投資しました。

主な内容は次のとおりです。

半導体分野では、自動車の電動化や再生可能エネルギーの需要拡大に対応するため、マレーシア富士電機社へパワー半導体Siチップ生産能力増強の大型投資継続、および国内外拠点へ自動車向けを中心としたIGBTモジュールの生産能力増強の投資を実施しました。またパワー半導体SiCチップ生産においても国内で能力増強投資を実施しています。

エネルギー分野では環境負荷の少ない製品づくりを目指し、千葉工場で受変電設備開発の早期化を狙いとした大容量短絡試験設備の投資を行っています。また、吹上工場では小形化および省電力化を実現した電磁開閉器（新商品SC-NEXT）の生産設備を導入しました。

温室効果ガス排出削減に向けた環境投資として、太陽光発電設備をフィリピン富士電機社に導入し、コージェネレーションシステムを松本工場で更新しました。また、除害装置や省エネ機器を採用した設備への更新などにより「環境ビジョン2050」達成への取り組みを推進しています。

資金調達

当期は第29回無担保社債150億円の償還、および長期借入金の返済を行う一方、新規の長期借入金、およびコマーシャルペーパーの調達を行いました。

上記の結果、当期末の社債、コマーシャルペーパーおよび借入金の残高は前期に対し9億円増の1,114億円となりました。

ＥＳＧの取り組み

当社は、エネルギー・環境事業を通じて社会に貢献するとともに、持続的成長に向けた経営基盤の強化に向け、企業行動基準に基づき、ESG（環境、社会、ガバナンス）視点での施策を推進しています。

環境

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を掲げた「環境ビジョン2050」を方針として、グローバルに環境活動に取り組んでいます。

「環境ビジョン2050」

富士電機の革新的クリーンエネルギー技術・省エネ製品の普及拡大を通じ「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現を目指します	
脱炭素社会の実現	サプライチェーン全体でカーボンニュートラルを目指します
循環型社会の実現	環境負荷ゼロを目指すグリーンサプライチェーンの構築と3Rを推進します
自然共生社会の実現	企業活動により生物多様性に貢献し生態系への影響ゼロを目指します

「2030年度目標」

産業革命前と比較した気温上昇を1.5℃に抑えるため、以下の目標達成を目指します。
- **サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を2019年度比で46％超削減**
- **生産時の温室効果ガス排出量を2019年度比で46％超削減**
- **製品による社会のCO_2削減貢献量を5,900万トン超/年**

●「環境ビジョン2050」の推進

脱炭素社会の実現では、2030年度目標を設定し、生産時および製品使用時に排出する温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

2023年度は、生産工程で用いるSF_6ガスの削減に向けた新技術の導入や製造方式の見直しを行いました。国内工場における太陽光発電の稼働開始、半導体工場における再生可能エネルギーの調達を拡大しました。これらの取り組みにより、生産時の温室効果ガス排出量は2019年度比で25％削減しました。また、環境に貢献する製品の売上拡大により、製品による社会のCO_2削減貢献量は56百万トンになりました。いずれも所期の目標を達成しています。

循環型社会の実現では、製品ライフサイクル全体で環境負荷の最小化に向け環境配慮型製品の基準作りに着手しました。

●TCFDに基づく情報開示

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿って、気候変動に起因する重要なリスク・機会、適応策を開示しています。

2023年度は、異常気象多発に伴う浸水リスクの特定、ならびに被害の最小化に向けた浸水対策に加え、生産増に伴う温室効果ガス排出量の削減に必要な環境投資額等を開示しました。

社会

企業行動基準で「人を大切にする」を掲げ、人権尊重や安全衛生をすべての基盤に置きつつ、「社員の幸せ」と「会社の持続的成長」の好循環の実現を目指しています。多様な人財の活躍推進や人財育成などの「人への投資」に積極的に取り組んでいます。

また、お取引先様とともに、持続可能な社会を支えるサプライチェーンの構築に向けて、「富士電機CSR調達ガイドライン」に基づく「CSR調達セルフアセスメント」を実施し、課題の共有と協働改善を図っています。

●人権尊重の取り組み

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、「人権を侵害しない・人権侵害に加担しない」方針のもと、国内外の事業所、連結子会社を対象に人権デュー・デリジェンスを隔年で実施しています。

2023年度は、当社および国内子会社の社員を対象に、人権に関するe-ラーニングを実施しました。

●多様な人財の活躍推進

女性社員、シニア社員や障がい者など多様な人財の活躍推進に取り組んでいます。女性社員の活躍推進においては、役職者数の拡大に向け、重点的な研修の実施やキャリア継続に向けた制度・環境面での支援に取り組んでいます。シニア社員の活躍推進に向け、60歳以降の処遇制度の改定に着手しました。障がい者の雇用の拡大および職域の拡大に取り組んでいます。

●人財育成

会社の持続的成長に向け、部門や事業のリーダーの早期発掘を進めています。将来の経営幹部人財の育成においては、育成計画書に基づくOJTや選抜研修等の育成プログラムを実施しています。海外拠点では現地人財の育成に向け、日本への研修派遣を継続的に実施するとともに、幹部への登用を進めています。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向け、デジタル人財の育成に積極的に取り組んでいます。

●働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

社員の生産性向上の意識変革をねらい、時間価値の高い働き方を実現している社員にインセンティブを支給しています。

柔軟な勤務制度に関しては、育児や介護などの事情を抱える社員の利用要件を緩和し、一層柔軟な働き方を推進しています。

2024年4月から適用の建設業の時間外労働の上限規制に対しては、勤務形態の柔軟化、業務プロセスの改善、人財の確保・育成に係る法令遵守の体制を整備しています。

●社員意識調査

毎年、社員意識調査を実施し調査結果と経年変化を分析しています。経営方針の理解度および従業員の満足度の把握、自部門の振り返りと組織マネージメントの改善に活用しています。総合的な会社満足度を示す代表設問に対する回答平均値「3.5pt以上を維持すること」を目標とし、2023年度は3.8ptとなりました。（1～5ptの5段階評価、点数が高い方が肯定的。）

ガバナンス

健全性、効率性、透明性、実効性あるガバナンス体制および法令・社会規範の遵守徹底を図るコンプライアンス体制を構築し推進するとともに、リスクマネジメントの徹底に取り組んでいます。（当社のコーポレート・ガバナンス体制については、70ページをご参照下さい。）

また、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に適切に対応しています。

●コーポレート・ガバナンスの実効性向上

取締役会の実効性について、第三者機関によるアンケートを実施し、抽出された課題の改善に努めています。取締役会では、ESG等に関する取り組みや課題の共有を行うとともに、中長期的な経営課題に対する議論の活性化を図っています。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との建設的な対話を積極的に推進しています。

●リスク対応力の強化

「リスク管理規程」に基づき、さまざまなリスクに対して遺漏なく適切に管理・対処することでリスクの顕在化を未然に防止し、影響の最小化を図っています。

事業継続力強化に向け、大規模な自然災害・事故などの事態発生におけるお取引先様の安全や生産影響を迅速に把握できるBCPシステムの活用、部材調達の複数社購買を拡大しています。

情報セキュリティに関する方針および規程を整備し、従業員への定期的な教育実施により情報セキュリティ知識やスキル向上を図っています。多様化・高度化するサイバーセキュリティ脅威への対策として、セキュリティ対応体制の強化、新たなサイバー攻撃の兆候や情報漏洩防止の監視強化、情報システムの防御・攻撃監視機能の強化を図っています。

●政策保有株式の縮減

資本効率性の観点から政策保有株式の縮減に取り組んでいます。2023年度末の上場会社の保有銘柄数は6社、対前年度11社減となりました。

環境TOPICS

CDP「Aリスト企業（気候変動）」に5年連続で選定

気候変動に対する取り組みと情報開示に優れた企業としてCDP※より最高評価である「Aリスト企業」に5年連続で選定されました。

※CDP：環境への取り組みを調査･評価･開示する国際的環境NGO

対処すべき課題

2024年度経営計画

当社は、2024年5月に「利益重視経営による企業価値の更なる向上」を基本方針とする、2026年度を最終年度とする3カ年中期経営計画を発表しました。その初年度にあたる2024年度の経営計画は下記のとおりです。

2024年度は売上高1兆1,140億円、営業利益1,090億円、親会社株主に帰属する当期純利益765億円を経営目標に掲げ、各事業で以下の重点施策に取り組みます。

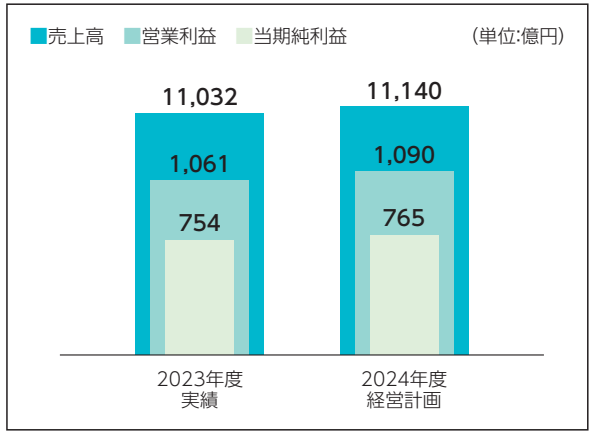

【エネルギー】

お客様の脱炭素化ニーズに対し、再生可能エネルギーや、エネルギーマネジメントシステム、蓄電システムならびに周辺の受変電設備を含めたまるごと提案を推進し受注拡大を図ります。

今後も成長が期待される国内外のデータセンターや半導体工場向けに無停電電源装置（UPS）や受変電設備などの受注拡大と競争力ある製品開発を推進します。

また、省エネ・小型化を実現する受配電・制御機器の新製品の投入を通じて器具事業の売上拡大を図ります。

【インダストリー】

強いコンポーネントを創出し、その強いコンポーネントでシステムを強化し、事業拡大を進めます。グローバルで地産地消の生産体制を強化し、リードタイムの短縮、原価低減を通じて、インドをはじめとする海外事業の収益力を強化します。

鉄鋼などの素材分野、化学分野におけるプラント設備の更新需要に対し、省エネ商材や制御システムを組み合わせ、お客様のグリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）に貢献する一括提案を強化します。

【半導体】

電動車向けや再生可能エネルギー向けパワー半導体の需要拡大に対し、引き続き生産能力増強に注力するとともに、変動する需要に応じた

柔軟な生産対応に取り組みます。次世代材料であるSiCの採用が加速する電動車向けでは、高効率な新製品の開発・量産を通じてさらなる売上拡大を図ります。

【食品流通】

環境負荷の低減や人手不足への対応などの社会課題に対し、デジタル技術を活用して省エネやオペレーションの効率化を実現する高付加価値商材の提供を通じて収益力を強化します。外食や流通業など新分野への新商材の展開を図り、事業拡大を図ります。

企業価値向上を支える経営基盤の強化

企業価値向上を支える経営基盤の強化に向け、ESGの主要課題に対し、グローバルに活動を推進します。

【環境】

「環境ビジョン2050」における2030年度目標の達成に向け、再生可能エネルギーの調達・導入を進めるとともに、製品によるCO_2削減貢献量の拡大を推進します。

【社会】

多様な人財の活躍推進ならびに働きがいの向上に取り組みます。多様な人財の獲得、女性社員やシニア社員の更なる活躍を推進します。リスキリングの推進、柔軟な働き方の拡充に取り組みます。

【ガバナンス】

経営リスクが多様化するなかで、取締役会の実効性向上に取り組むとともに、コンプライアンスプログラムの拡充や企業倫理通報制度の活性化を通じたコンプライアンスの強化を図ります。さらにBCPの継続的改善によりリスク対応力の強化に取り組みます。

剰余金の配当

剰余金の配当等の決定に関する方針

事業活動を通じて得られた利益は、連結株主資本に充当し、経営基盤の維持・強化を図ったうえで、中長期的な視点に立って、研究開発、設備投資、人材育成などに向けた内部留保の確保を図るとともに、株主の皆様に還元いたします。

剰余金の配当につきましては、以上の中長期的な事業サイクルを勘案し、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の連結業績、今後の成長に向けた研究開発・設備投資計画および経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

自己株式の取得につきましては、キャッシュ・フローの状況等に応じ、剰余金の配当を補完する機動的な利益還元策として位置付けております。

このほか、会社法第459条第1項各号に定める資本政策につきましても、連結株主資本充実の観点に基づき実施いたします。

なお、当社は会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、取締役会のほか、株主総会の決議によって定めることができるものといたします。

当期の剰余金の配当

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当は、当期および次期の連結業績ならびに財務状況等を慎重に勘案し、本年5月23日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり75円と決定させていただきました。

これに伴い、当期における1株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め135円となります。

連結業績および財産の推移

業績項目	第145期 2020年度	第146期 2021年度	第147期 2022年度	第148期 2023年度
売上高 (億円)	8,759	9,102	10,094	11,032
営業損益 (億円)	486	748	889	1,061
経常損益 (億円)	504	793	878	1,078
親会社株主に帰属する当期純損益 (億円)	419	587	613	754
1株当たり当期純損益 (円)	293.52	410.68	429.50	527.57
総資産 (億円)	10,520	11,171	11,816	12,712
1株当たり年間配当額 (円)	85.0	100.0	115.0	135.0

取締役および監査役の報酬

取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

(1) 方針の内容

当社は取締役会決議により、次のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

当社の取締役、監査役の報酬等は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

①常勤取締役

各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、次のとおりの構成、運用といたします。

ⅰ. 定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じ本報酬額の一部の役員持株会への拠出を義務付けます。

ⅱ. 業績連動報酬

中期経営計画における重要な目標値として設定している前年度の連結売上高営業利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定いたします。

また、株主の皆様に剰余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に支給するものとし、その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0％以内といたします。

なお、2023年度業績の連結売上高営業利益率9.6％において、報酬に占める業績連動報酬の割合は約56.5％となります。

②常勤監査役

常勤監査役は、富士電機全体の職務執行の監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

なお、常勤監査役の自社株式の取得は任意といたします。

③社外取締役・社外監査役

社外取締役・社外監査役は、富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

なお、社外取締役・社外監査役の自社株式の取得は任意といたします。

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会にて代表取締役 取締役会長ＣＥＯ 北澤通宏に一任することを決議しています。その権限の範囲は、指名･報酬委員会の答申に基づく取締役会での決議内容に対し、各取締役の担当業務の評価を反映させるものであり、この権限が適切に行使されるようにするために、個人評価による賞与の変動幅は一定の範囲内とすることを指名･報酬委員会にて定めており、委任される権限はその範囲内で行使されることとなります。

(2) 方針の決定方法

指名･報酬委員会を設置し、取締役および監査役の報酬に関する方針・基準、および、取締役および監査役の報酬等の内容について議論しています。指名･報酬委員会は委員の過半数が社外取締役により構成され、社外取締役が委員長を務めており、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、報酬に関する方針・基準および水準の妥当性を議論の上、取締役会に答申し、取締役会ではその答申内容を尊重し、決定方針を決議しています。

(3) 当期に係る取締役および監査役の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役および監査役の報酬等の内容の決定にあたっては、指名･報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は、その答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しています。

当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	845 (50)	383 (50)	462 (－)	12 (6)
監査役 （うち社外監査役）	91 (29)	91 (29)	－ (－)	5 (3)
合　計 （うち社外役員）	937 (79)	475 (79)	462 (－)	17 (9)

（注）1. 取締役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第131回定時株主総会、2013年6月25日開催の第137回定時株主総会および2022年6月28日開催の第146回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(1)取締役（社外取締役を除く）

次の①の固定枠および②の業績連動枠の合計額

①年額4億5,000万円以内

②支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0％以内

(2)社外取締役

年額1億円以内

第131回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、第137回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は3名）、第146回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は4名）です。

2. 監査役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第131回定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

3. 取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会の一任決議に基づき代表取締役 取締役会長CEO 北澤通宏がその具体的内容を決定しています。その権限の範囲は、指名･報酬委員会の答申に基づく取締役会での決議内容に対し、各取締役の担当業務の評価を反映させるものであり、権限を代表取締役に委任した理由は、経営環境や当社業績、および各取締役の担当業務の成果について総合的に評価を行うのは代表取締役が最も適していると判断しているからとなります。この権限が適切に行使されるようにするために、個人評価による業績連動報酬の変動幅は一定の範囲内とすることを指名･報酬委員会にて定めており、委任される権限はその範囲内で行使されることとなります。

4. 上記の「取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおり、常勤取締役については、定額報酬の一部について、役員持株会への拠出による自社株式の取得を義務付けておりますが、当該義務および任意による役員持株会への拠出額、および自社株式の取得持分は次のとおりです。

	役員持株会への拠出額（百万円）	取得株式持分（百株）
取　締　役	31	48
監　査　役	6	9

（注）本事業報告における「常勤取締役」の表現は、会社法第2条第15号に規定する業務執行取締役を指します。

当社の状況

株式の状況 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 320,000,000株

2. 発行済株式の総数 149,296,991株

3. 株主数 40,930名（前期末比1,592名減）

4. 所有者別株式分布状況

区分	株主数（名）	株式数（株）	出資比率（%）
金融機関・証券会社	129	60,896,310	40.79
その他国内法人	435	8,490,658	5.69
外国法人等	888	59,796,629	40.05
個人・その他	39,478	20,113,394	13.47
合計	40,930	149,296,991	100.00

(注)「個人・その他」には、自己株式を含んでおります。

5. 上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,108	17.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	17,024	11.92
朝日生命保険相互会社	3,955	2.77
全国共済農業協同組合連合会	3,059	2.14
MSIP CLIENT SECURITIES	2,691	1.88
ファナック株式会社	2,684	1.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,409	1.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,226	1.56
古河機械金属株式会社	2,205	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,138	1.50

(注) 1. 当社は自己株式 6,466,915株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、会社法施行規則の規定に基づき、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はございません。

会社役員の状況

1. 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	
北　澤　通　宏	代表取締役　取締役会長CEO （最高経営責任者）	指名・報酬委員会委員
近　藤　史　郎	代表取締役　取締役社長COO （最高執行責任者）	執行役員社長 指名・報酬委員会委員
丹　波　俊　人	社外取締役	指名・報酬委員会委員長
富　永　由加里	社外取締役	指名・報酬委員会委員
立　藤　幸　博	社外取締役	指名・報酬委員会委員
野　城　智　也	社外取締役	指名・報酬委員会委員
安　部　道　雄	取締役	執行役員専務 生産・調達担当 発電プラント事業担当
荒　井　順　一	取締役	執行役員専務 経営企画本部長 輸出管理室長 コンプライアンス担当
宝　泉　　徹	取締役	執行役員専務 半導体事業本部長
鉄　谷　裕　司	取締役	執行役員常務 インダストリー事業本部長
奥　野　嘉　夫	常勤監査役	
松　本　淳　一	常勤監査役	
平　松　哲　郎	社外監査役	
高　岡　洋　彦	社外監査役	
勝　田　裕　子	社外監査役	

（注）1. 取締役の事業年度に関する経営責任の明確化、および環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としております。

2. 取締役および監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性および客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、委員の過半数が社外取締役により構成され、社外取締役が委員長を務めることとしております。

3. 社外取締役については、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を期待しております。富士電機の経営に対する理解、ならびに多面的な経営判断に必要な見識・経験を備えた人物として、上場会社の経営経験者の丹波俊人氏、立藤幸博氏、企業経営に係る豊富な経験を有する富永由加里氏および富士電機の事業に関連の深い学術領域の専門家の野城智也氏の4名を株主総会にて選任いただいております。
丹波俊人、富永由加里、立藤幸博および野城智也の4氏につきましては、金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出ております。

4. 社外監査役については、経営監査機能の強化の役割のほか、取締役会等において経営全般について助言・提言いただくことにより、社外取締役とともに業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に資することを期待しております。監査に必要な専門知識・経験を備えた人物として、金融機関の経営経験者の平松哲郎氏、上場会社の常任監査役経験者の高岡洋彦氏および弁護士の勝田裕子氏の3名を、監査役会の同意を得たうえで株主総会にて選任いただいております。
平松哲郎、高岡洋彦および勝田裕子の3氏につきましては、金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出ております。

5. 各監査役が有する財務および会計その他に関する知見は次のとおりです。
・常勤監査役 奥野嘉夫氏は、当社代表取締役および執行役員副社長をはじめ、長年にわたり富士電機において海外プラ

ントを中心とした営業部門等の責任者等を歴任しており、営業をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役 松本淳一氏は、当社取締役をはじめ、長年にわたり富士電機において財務および会計部門の責任者を務めており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
・社外監査役 平松哲郎氏は、金融機関の経営経験者として、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
・社外監査役 高岡洋彦氏は、企業経営者、上場会社の常任監査役等を歴任され、監査をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
・社外監査役 勝田裕子氏は、弁護士として企業法務等の案件に多数関与しており、企業法務全般に関し、相当程度の知見を有しております。

6. 本年4月1日付で、次のとおり取締役の地位および担当を変更しました。
安部　道雄　取締役

2. 取締役および監査役の重要な兼職の状況

(1) 取締役

氏　名	重要な兼職の状況
丹　波　俊　人	東京センチュリー㈱ 特別参与
富　永　由加里	森永乳業㈱ 社外取締役 ㈱ヤシマキザイ 社外取締役〔2023年6月29日退任〕 SBテクノロジー㈱ 社外取締役
立　藤　幸　博	三菱製紙㈱ 相談役〔2023年12月31日退任〕
野　城　智　也	高知工科大学 教授〔2023年12月31日退任〕 東京都市大学 特任教授〔2023年12月31日退任〕 同大学 学長〔2024年1月1日就任〕
鉄　谷　裕　司	上海電気富士電機電気技術（無錫）社 董事長

(注) 1.〔　〕内は、当期において新たな兼職に就いた日付または兼職を退いた日付であります。
2. 鉄谷裕司氏は、2024年4月1日付で上海電気富士電機電気技術(無錫)社 董事長を退任しました。
3. 会社法施行規則第124条に基づき、当社と社外取締役の兼職先との関係について記載すべき事項はありません。

(2) 監査役

氏　名	重要な兼職の状況
平　松　哲　郎	中央日本土地建物㈱ 代表取締役会長〔2023年6月26日退任〕 同社 特別顧問〔2023年6月26日就任〕 中央日本土地建物グループ㈱ 代表取締役会長〔2023年6月26日退任〕
勝　田　裕　子	弁護士（ITN法律事務所 パートナー）

(注) 1.〔　〕内は、当期において新たな兼職に就いた日付または兼職を退いた日付であります。
2. 会社法施行規則第124条に基づき、当社と社外監査役の兼職先との関係について記載すべき事項はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社役員としての業務に伴う行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険により補填することとしております。被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 社外役員の状況

(1) 主な活動状況

①社外取締役の主な活動状況

氏　　名	取締役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発言の状況、および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
丹　波　俊　人	13回／13回	上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。 ・市場環境の変化を踏まえた事業計画の策定 ・IR活動のあり方 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
富　永　由加里	13回／13回	企業経営に係る豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。 ・多様な人材の活躍推進のあり方 ・ITソリューション事業の拡大に向けた取り組み また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
立　藤　幸　博	10回／10回	上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。 ・在庫適正化の取り組み ・プラント案件におけるリスク管理の強化 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏　　名	取締役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発言の状況、および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
野　城　智　也	10回／10回	サステナブル建築、イノベーションのマネジメントの専門的見地と高い見識を有しており、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。 ・脱炭素社会の実現に向けた取り組み ・プラント案件におけるリスク管理の強化 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 立藤幸博氏および野城智也氏は、2023年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって新たに取締役に就任したため、上記の取締役会出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。

②社外監査役の主な活動状況

氏　　名	取締役会出席状況 監査役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発 言 の 状 況
平　松　哲　郎	12回／13回 8回／ 9回	金融機関の経営経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
高　岡　洋　彦	13回／13回 9回／ 9回	上場会社の常任監査役等の経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
勝　田　裕　子	12回／13回 8回／ 9回	弁護士としての専門知識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。

(2) 責任限定契約の締結内容の概要

当社は、法令および定款に基づき、各社外役員との間に、当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

当該契約においては、契約締結後も、社外役員としての善管注意義務を尽くし、誠実にその職務を遂行する旨の条項を定め、社外役員の職務の適正性の確保を図っております。

会計監査人の状況

1. 名　　称　　EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区　　分	支払額（百万円）
①会計監査人としての報酬等の額	184
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	345

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人としての職務を適切に遂行することができないと認められる場合は、監査役会が株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

企業集団の状況

企業集団の概況 (2024年3月31日現在)

富士電機㈱

エネルギー

富士電機機器制御㈱
富士電機大連社
富士タスコ社
富士電機テクニカ㈱
常熟富士電機社
Fuji SMBE Pte. Ltd.他15社
㈱秩父富士
富士電機マニュファクチャリング(タイランド)社
Reliable Turbine Services LLC

インダストリー

富士電機メーター㈱
富士電機FAサービス㈱
Fuji CAC Joint Stock Company
無錫富士電機社
Fuji SEMEC Corp.
富士古河E&C㈱
富士アイティ㈱
富士電機ITソリューション㈱
富士電機(珠海)社
上海電気富士電機電気技術(無錫)社
Fuji Gemco Private Limited
富士ファーマナイト㈱※
発紘電機㈱
フランス富士電機社
富士電機馬達(大連)社
Fuji SEMEC Inc.
富士電機インド社
富士古河E&C(タイ)社※

半導体

富士電機パワーセミコンダクタ㈱
富士電機(深圳)社
富士電機津軽セミコンダクタ㈱
フィリピン富士電機社
富士電機(香港)社
マレーシア富士電機社

食品流通

宝永プラスチックス㈱
大連富士冰山自動販売機社
㈱三重富士
大連富士冰山自動販売機販売社
富士電機リテイルサービス㈱
富士電機(杭州)軟件社

その他

富士電機フィアス㈱
メタウォーター㈱※
富士電機ITセンター㈱
メタウォーターサービス㈱※
富士オフィス&ライフサービス㈱

〈販売会社〉
宝永電機㈱
宝永香港社
北海道富士電機㈱

〈海外販売会社〉
富士電機アメリカ社
富士電機ヨーロッパ社
富士電機
アジアパシフィック社
FUJI ELECTRIC
(THAILAND)社
富士電機インドネシア社
富士電機ベトナム社
富士電機(中国)社
台湾富士電機社
富士電機コリア社

〈生産設備会社〉
富士電機エフテック㈱

(注) 1. 当期における連結子会社は、上記に記載した会社を含め68社、持分法適用会社は4社であります。
2. ※を付しました会社は、持分法適用会社であります。

重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	富士電機機器制御株式会社		
当社の出資比率	63.2%		
主要な事業内容	制御機器、受配電機器の開発・製造・販売		
売上高	470億円	純資産	419億円
営業損益	32億円	資本金	76億円
当期純損益	41億円	従業員数	814名

会社名	富士古河E&C株式会社		
当社の出資比率	46.1%		
主要な事業内容	プラント設備、空調設備、電気工事、土木工事、太陽光設備、送電工事、情報通信工事の設計・施工		
売上高	899億円	純資産	375億円
営業損益	72億円	資本金	20億円
当期純損益	53億円	従業員数	1,171名

会社名	富士電機ITソリューション株式会社		
当社の出資比率	91.1%		
主要な事業内容	コンピュータ・通信機器の販売、情報処理システムの開発ならびにトータルソリューション		
売上高	824億円	純資産	155億円
営業損益	46億円	資本金	10億円
当期純損益	31億円	従業員数	670名

特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

重要な企業再編の状況

該当事項はございません。

主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

1. エネルギー

国内拠点

生産拠点	川崎市、市原市、神戸市、茨城県阿見町、鴻巣市、大田原市

海外拠点

富士電機大連社〔中国〕、常熟富士電機社〔中国〕、富士電機マニュファクチャリング（タイランド）社、富士タスコ社〔タイ〕、Fuji SMBE Pte. Ltd.〔シンガポール〕、Reliable Turbine Services LLC〔米国〕

2. インダストリー

国内拠点

生産拠点	日野市、鈴鹿市

海外拠点

フランス富士電機社、Fuji CAC Joint Stock Company〔ベトナム〕、富士電機（珠海）社〔中国〕、富士電機馬達（大連）社〔中国〕、無錫富士電機社〔中国〕、上海電気富士電機電気技術（無錫）社〔中国〕、Fuji SEMEC Inc.〔カナダ〕、Fuji SEMEC Corp.〔米国〕、Fuji Gemco Private Limited〔インド〕、富士電機インド社、富士古河E&C（タイ）社

3. 半導体

国内拠点

生産拠点	松本市、南アルプス市、五所川原市

海外拠点

富士電機（香港）社〔中国〕、富士電機（深圳）社〔中国〕、フィリピン富士電機社、マレーシア富士電機社

4. 食品流通

国内拠点

生産拠点	四日市市

海外拠点

大連富士冰山自動販売機社〔中国〕、大連富士冰山自動販売機販売社〔中国〕、富士電機（杭州）軟件社〔中国〕

5. その他・共通

国内拠点

販売拠点	東京都品川区、千葉市、さいたま市、札幌市、仙台市、富山市、金沢市、名古屋市、知立市、大阪市、神戸市、福岡市、広島市、高松市、那覇市

海外拠点

富士電機アメリカ社、富士電機ヨーロッパ社〔ドイツ〕、富士電機アジアパシフィック社〔シンガポール〕、FUJI ELECTRIC（THAILAND）社、富士電機インドネシア社、富士電機ベトナム社、富士電機（中国）社、台湾富士電機社、富士電機コリア社、宝永香港社〔中国〕

従業員の状況 (2024年3月31日現在)

部門	従業員数（名）	前期末比増減（名）
エネルギー	7,871	239
インダストリー	9,892	76
半導体	6,032	118
食品流通	1,891	△10
その他	1,639	△221
合計	27,325	202

（注）当社の期末従業員数は、10,711名（前期末比153名増）であります。

主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高（億円）
株式会社みずほ銀行	149
株式会社三菱UFJ銀行	107
株式会社りそな銀行	100
農林中央金庫	50

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制と内部統制システムについて

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営監督や重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役会」を設置しています。監査役設置会社として、監査役会が取締役・執行役員を適切に監査し、客観性および中立性を確保しています。

独立役員の要件を満たす社外役員を積極的に招聘し、経営監督、経営監査機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として社外役員を過半数とする指名・報酬委員会を設置しています。

また、経営と執行の役割を明確化するため、執行役員制度を導入し、各事業の責任の明確化および業務執行の効率化を図っています。代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COOの諮問機関として経営に関する重要事項の審議、報告を行う「経営会議」、事業戦略上の重要課題や法対応等の対外的重要課題の企画・推進を担う各委員会を設置し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

なお、当社の内部統制システムの詳細につきましては、次ページ以降に記載の通りであります。

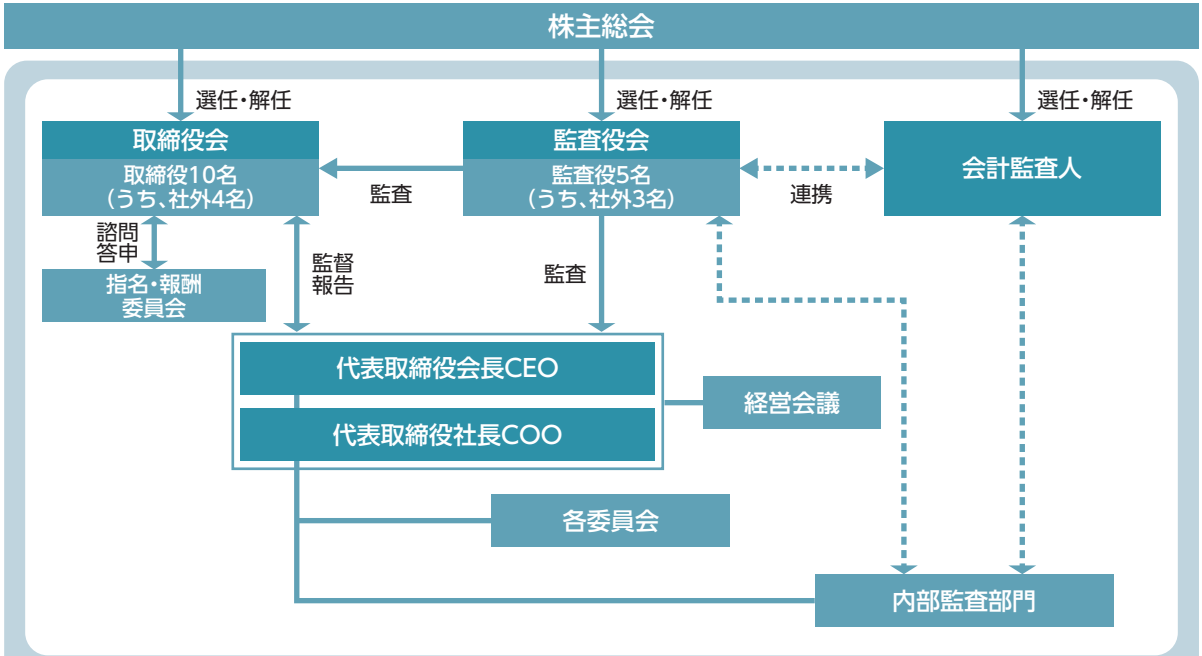

内部統制システムを構成する主な規程・会議体等

- 経営理念
- 企業行動基準
- 職務権限規程
- 遵法推進委員会
- コンプライアンス規程
- コンプライアンス・プログラム
- 企業倫理通報制度
- リスク管理規程
- 内部者取引管理規程
- 緊急時対応要領
- 監査連絡会　　など

（2024年3月31日時点）

内部統制システム整備に関する基本方針および当該内部統制システムの運用状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社の社員に対し、当社の経営理念、および全役職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図ります。

② 業務執行の透明性、健全性の確保を図るため、社内規程に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進します。

－当社の代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会にて、当社および子会社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図ります。

－規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づき実施します。

－当社および子会社の全常勤役員に対し、コンプライアンス研修を実施します。

－通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社および子会社の使用人から当社の社長C〇〇および社外弁護士への通報を容易にする内部者通報制度を設置し、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図ります。

－上記のコンプライアンス体制により、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図ります。

③ 社長C〇〇直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた内部監査を実施します。また、内部監査の実効性を確保するため、当社および子会社の内部監査部門から構成される会議体において、各々の活動内容の共有化等を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行に係る記録等を確実に保存、管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため社内規程を制定します。当該規程において、当該記録等の保存および保管に係る責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定めます。また、当該規程の制定、改廃においては監査役と事前に協議することとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および子会社の事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定し、当該規程に基づき適切なリスク管理体制を整備するとともに、横断的な特定のリスクについては、リスク毎に担当部署を定め、リスク管理体制を整備します。

② 大規模災害等の危機発生時の被害極小化を図るため、緊急時対応のマニュアルを制定します。当該マニュアルにおいて、危機

管理担当役員、緊急事態発生時の会議体制および対策本部の設置等を定めます。

③　内部監査部門は、当社および子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長COOに報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

①　執行役員制度を採用し、経営と執行の分離、および意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会決議により各執行役員の業務分担を明確にします。

　また、会長CEO、社長COO、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を制定し、業務執行に係る意思決定に関する権限と責任の所在を明確にします。

②　会長CEOおよび社長COOの諮問機関として、会長CEO、社長COOおよび執行役員等から構成される常設機関の経営会議を設置し、経営に関する重要事項の審議、報告を行います。当社の代表取締役は、必要に応じ経営会議における審議または報告の概要を、当社の取締役会に報告することとします。

③　各年度および中期の当社および子会社の経営計画を策定し、共有化を図るとともに、毎月、経営会議および当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行います。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

　金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告します。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社および子会社の業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程を制定し、当該規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図ります。

　また、子会社に対し、当該規程を遵守させ、子会社の業務執行に係る重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求めます。

②　当社および子会社から成る企業集団全体の企業価値の最大化に向けて、上記の各項目につき、業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。

　また、子会社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図ります。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を定め、当該使用人の人事上の取扱いについては、監査役の意見を尊重し、その同意を必要とします。

②　監査役は、その職務執行において必要に応じて上記①の専任者以外の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立し、また、他の業務に優先して行うこととします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため社内規程を制定し、当該規程において、当社および子会社から成る企業集団における業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、当社および子会社の役職員から監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、当社および子会社の役職員の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定めます。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、上記(8)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体ならびに監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、当社および子会社から成る企業集団全体の監査の実効性の確保を図ります。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当期の当社における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関しては、代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会を年2回開催し、内部者通報制度の運用状況およびコンプライアンスプログラムの実施状況と実施計画を審議し、当社および子会社の経営に重大な影響を与えるコンプライアンス違反のないことを確認しています。

また、年1回、取締役会において、上記遵法推進委員会で審議した内容の年度実績・計画を報告しています。

内部監査に関しては、内部監査計画に基づき、「事業活動に関わる法令等の遵守」「財務報告の信頼性」「資産の保全」「業務の有効性および効率性」の視点から、組織運営監査、リスク管理監査、コンプライアンス管理監査、業務執行監査、会計監査を当社および子会社から成る企業集団全体について実施しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録および関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令および関連する社内規程に従って適切に保存および管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスクを組織的、体系的に管理しており、当社および子会社の経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、遺漏なく適切に管理・対処していくとともに、リスクの顕在化（危機的事態の発生）を未然に防止し、あるいは損失を低減することにより、当社および子会社の企業価値の最大化とリスクが顕在化した際の経営への影響の最小化を図っています。

また、大規模な事故・災害等の発生に備えて、事業継続計画（BCP）を策定しており、地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知、徹底および実効性の向上を図っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会で審議される事項については、取締役会に先立ち、会長CEO、社長COOおよび執行役員等から構成される経営会議において審議・報告されています。当期は計24回開催され、会長CEO、社長COO、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程に基づき、当社および子会社の経営計画ならびに経営に関する重要事項が適切に審議・報告されています。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制評価について、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠し必要な評価範囲を選定した上で、当社および子会社から成る企業集団の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、年1回、取締役会に報告しています。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程に基づき、組織的かつ能率的な運営がなされており、子会社の業務執行に係る重要事項について、適切に当社への報告がなされており、必要に応じて当社経営会議または取締役会で審議、報告がなされています。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を定め、当該使用人の人事上の取扱いについては、監査役の意見を尊重し、その同意を必要としています。

② 監査役の求めに応じて補助業務を行う使用人は、当該補助業務を取締役の指揮命令から独立し、また、他の業務に優先して行っています。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて子会社からの事業の報告を求めるなどにより監査を実施しております。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しています。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行について生じた費用は、速やかに処理しています。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役会は、当期は計9回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また、当社および会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体ならびに監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携を図り、当社および子会社から成る企業集団全体の監査の実効性の確保を図っております。

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

富士電機は、基本理念を実践し、企業価値の持続的向上を図る過程で、独自の技術、経験およびノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員等さまざまなステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてまいりました。

これらは、富士電機の有形・無形の貴重な財産であり、いわば“富士電機のDNA”とも呼ぶべき、富士電機の企業価値の創造を支える源泉であります。

富士電機は、その経営理念に基づき、環境の変化に適合した経営を実践し、中長期的な視野で企業価値と株主の皆様の共同利益を一層向上させていくことが、富士電機の企業価値を損なう当社株式の買付行為に対する最も有効な対抗手段であると認識しており、その実現に努めてまいります。

また、当社の株式価値を適正にご理解いただくようIR活動に積極的に取り組むとともに、株主の皆様には四半期毎の業績等に関する報告書の発行、工場見学会の開催等により、富士電機に対するご理解をより一層深めていただくよう努めてまいります。

当社取締役会は、上場会社として株主の皆様の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これに応ずるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきと考えます。

しかしながら、一般にも高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、当社取締役会は、このような富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なう当社株式の大規模買付行為や提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えております。

現時点において、当社株式の大規模買付に係る具体的な脅威が生じている訳でなく、また当社としても、そのような買付者が現れた場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けた経営者の責務として、富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なうおそれがある株式の大規模買付行為がなされた場合に適切な措置を執り得る社内体制を整備いたします。

2. 基本方針を実現するための当社の取り組み

(1) 企業価値向上の取り組み

富士電機は、持続的成長に向けた基本戦略として、世界各国で見込まれるエネルギー・環境投資を背景として、長年培ってきた電気を自在に操る「パワーエレクトロニクス技術」をベースとし、グローバル市場で成長を成し遂げることを目指しております。

その実現に向け、迅速に経営リソースを「エネルギー・環境」事業にシフトし、「事業を通じてグローバル社会に貢献する企業」として企業価値の最大化と社会・環境課題の解決に貢献していきます。

(2) 基本方針に照らし不適切な者による当社の支配を防止するための取り組み

当社は、上記1. の基本方針に基づき、富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なう、またはそのおそれのある当社株式の買付行為に備え、社内体制の整備に努めております。

具体的には、日常より当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、平時より有事対応の初動マニュアルを整備し、外部専門家との連携体制等を整えておりますが、今後とも迅速かつ適切に具体的対抗措置を決定、実行し得る社内体制の充実に努めてまいります。

また、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましても、法制度や関係当局の判断・見解、社会動向やステークホルダーの意見等を踏まえ、企業価値、株主の皆様の共同利益の確保、向上の観点から、引き続き検討してまいります。

3. 上記の取り組みに対する取締役会の判断および判断理由

当社取締役会は、上記2. (1)の取り組みが当社の企業価値を中期的に維持・拡大させるものであり、また、同2. (2)の取り組みが富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を毀損するような当社株式の大規模買付行為に対応するための社内体制を整備するものであることから、そのいずれの取り組みも、上記1. の基本方針に即したものであり、株主の皆様の共同利益を損なうものではなく、現経営陣の地位の維持を目的とするものでもない旨を確認し決議しました。

また、監査役についても上記2. の取り組みについてその具体的運用が適切に行われることを条件として、全員が同意しております。

(注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満四捨五入により表示しております。
2. 事業報告の記載株式数は、単位未満切り捨てにより表示しております。
3. 事業報告における「富士電機」の表現は、当社ならびに子会社および関連会社から成る企業集団を指します。
4. 事業報告に記載されている将来の経営目標等に関する記載は、事業報告作成時点において当社が合理的と判断した一定の前提に基づいたものであります。これらの記載は、実際の結果とは実質的に異なる可能性があり、当社はこれらの記載のうち、いかなる内容についても、確実性を保証するものではありません。

連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**763,072**
現金および預金	66,186
受取手形	77,134
売掛金	257,372
契約資産	95,622
商品および製品	77,539
仕掛品	51,772
原材料および貯蔵品	96,823
その他	50,958
貸倒引当金	△10,337
固定資産	**508,064**
有形固定資産	**311,456**
建物および構築物	103,829
機械装置および運搬具	73,555
工具、器具および備品	11,696
土地	35,870
リース資産	41,552
建設仮勘定	42,504
その他	2,446
無形固定資産	**25,462**
ソフトウェア	10,024
その他	15,437
投資その他の資産	**171,145**
投資有価証券	118,427
長期貸付金	4,521
繰延税金資産	11,478
退職給付に係る資産	25,401
その他	13,745
貸倒引当金	△2,429
繰延資産	**37**
社債発行費	37
資産合計	**1,271,174**

負債の部	
流動負債	**475,342**
支払手形および買掛金	207,408
短期借入金	40,259
コマーシャルペーパー	36,000
リース債務	20,283
未払費用	55,859
未払法人税等	19,676
契約負債	55,007
製品保証引当金	2,724
その他	38,122
固定負債	**134,359**
社債	20,000
長期借入金	15,100
リース債務	28,711
繰延税金負債	840
役員退職慰労引当金	79
退職給付に係る負債	63,803
その他	5,824
負債合計	**609,701**
純資産の部	
株主資本	**509,278**
資本金	**47,586**
資本剰余金	**45,954**
利益剰余金	**423,135**
自己株式	**△7,397**
その他の包括利益累計額	**93,237**
その他有価証券評価差額金	**54,717**
繰延ヘッジ損益	**△35**
為替換算調整勘定	**37,772**
退職給付に係る調整累計額	**782**
非支配株主持分	**58,956**
純資産合計	**661,472**
負債純資産合計	**1,271,174**

連結損益計算書 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		**1,103,214**
売上原価		**799,925**
売上総利益		**303,289**
販売費および一般管理費		**197,222**
営業利益		**106,066**
営業外収益		
受取利息および配当金	3,346	
雑収入	4,557	7,903
営業外費用		
支払利息	2,101	
雑支出	4,046	6,147
経常利益		**107,822**
特別利益		
固定資産売却益	966	
投資有価証券売却益	7,587	8,554
特別損失		
固定資産処分損	1,441	
投資有価証券評価損	171	
投資有価証券売却損	732	2,344
税金等調整前当期純利益		**114,032**
法人税、住民税および事業税	32,118	
法人税等調整額	△156	31,961
当期純利益		**82,070**
非支配株主に帰属する当期純利益		6,717
親会社株主に帰属する当期純利益		**75,353**

連結株主資本等変動計算書（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,586	45,953	364,922	△7,370	451,091
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△17,139		△17,139
親会社株主に帰属する当期純利益			75,353		75,353
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	–	0	58,213	△26	58,186
当期末残高	47,586	45,954	423,135	△7,397	509,278

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45,550	241	22,222	△2,013	66,000	54,976	572,068
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					–		△17,139
親会社株主に帰属する当期純利益					–		75,353
自己株式の取得					–		△26
自己株式の処分					–		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9,167	△277	15,550	2,796	27,236	3,979	31,216
連結会計年度中の変動額合計	9,167	△277	15,550	2,796	27,236	3,979	89,403
当期末残高	54,717	△35	37,772	782	93,237	58,956	661,472

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**460,151**
現金および預金	5,035
受取手形	47,690
売掛金	178,486
契約資産	66,188
商品および製品	26,005
仕掛品	37,836
原材料および貯蔵品	54,924
前渡金	18,542
未収入金	19,032
その他	7,132
貸倒引当金	△724
固定資産	**382,319**
有形固定資産	**151,432**
建物	59,055
構築物	2,334
機械および装置	21,066
車両運搬具	78
工具、器具および備品	5,088
土地	24,199
リース資産	31,690
建設仮勘定	7,919
無形固定資産	**8,759**
ソフトウェア	6,302
その他	2,456
投資その他の資産	**222,127**
投資有価証券	96,336
関係会社株式	97,275
出資金	383
長期貸付金	3,777
前払年金費用	14,814
繰延税金資産	8,316
その他	3,210
貸倒引当金	△1,986
繰延資産	**37**
社債発行費	37
資産合計	**842,508**

負債の部	
流動負債	**352,507**
買掛金	139,209
短期借入金	43,266
コマーシャルペーパー	36,000
1年内返済予定の長期借入金	28,500
リース債務	15,635
未払金	5,057
未払費用	34,392
未払法人税等	8,365
契約負債	29,506
預り金	8,950
製品保証引当金	2,533
その他	1,091
固定負債	**116,362**
社債	20,000
長期借入金	15,100
リース債務	21,806
退職給付引当金	48,041
資産除去債務	2,018
その他	9,396
負債合計	**468,869**
純資産の部	
株主資本	**319,066**
資本金	**47,586**
資本剰余金	**56,825**
資本準備金	56,777
その他資本剰余金	47
利益剰余金	**222,245**
利益準備金	11,515
その他利益剰余金	210,730
オープンイノベーション促進積立金	17
繰越利益剰余金	210,713
自己株式	**△7,590**
評価・換算差額等	**54,571**
その他有価証券評価差額金	**54,607**
繰延ヘッジ損益	**△35**
純資産合計	**373,638**
負債純資産合計	**842,508**

損益計算書 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		**694,920**
売上原価		**531,066**
売上総利益		**163,854**
販売費および一般管理費		**118,889**
営業利益		**44,964**
営業外収益		
受取利息および配当金	20,986	
その他	2,378	23,365
営業外費用		
支払利息	972	
その他	1,562	2,534
経常利益		**65,794**
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	6,103	
関係会社株式売却益	271	6,392
特別損失		
固定資産処分損	1,089	
投資有価証券売却損	12	
関係会社株式評価損	1,529	
関係会社株式売却損	713	
その他	2,932	6,278
税引前当期純利益		**65,908**
法人税、住民税および事業税	12,459	
法人税等調整額	△37	12,422
当期純利益		**53,486**

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	47,586	56,777	47	56,824	11,515	–	174,384	185,899	△7,563	282,746
事業年度中の変動額										
オープンイノベーション促進積立金の積立				–		17	△17	–		–
剰余金の配当				–			△17,139	△17,139		△17,139
当期純利益				–			53,486	53,486		53,486
自己株式の取得				–				–	△26	△26
自己株式の処分			0	0				–	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	–	–	0	0	–	17	36,329	36,346	△26	36,320
当期末残高	47,586	56,777	47	56,825	11,515	17	210,713	222,245	△7,590	319,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,275	241	45,517	328,263
事業年度中の変動額				
オープンイノベーション促進積立金の積立			–	–
剰余金の配当			–	△17,139
当期純利益			–	53,486
自己株式の取得			–	△26
自己株式の処分			–	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	9,331	△277	9,054	9,054
事業年度中の変動額合計	9,331	△277	9,054	45,374
当期末残高	54,607	△35	54,571	373,638

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

富士電機株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　狩野茂行
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤正広
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大貫一紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

富 士 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **狩野茂行**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **伊藤正広**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **大貫一紀**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

富士電機株式会社　監査役会

常勤監査役　奥野嘉夫㊞
常勤監査役　松本淳一㊞
社外監査役　平松哲郎㊞
社外監査役　高岡洋彦㊞
社外監査役　勝田裕子㊞

以　上

株式事務のご案内

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
中間配当基準日	毎年9月30日
中間配当支払時期	毎年12月
期末配当基準日	毎年3月31日 当社は、法令および定款に基づき、期末配当に関する事項を株主総会決議のほか、取締役会決議によって定めることができます。 取締役会決議によって定めた場合は、そのお支払い書類を6月上旬にお届出ご住所宛に発送申し上げます。
期末配当支払時期	毎年6月
定時株主総会開催時期	毎年6月
定時株主総会議決権基準日	毎年3月31日
公告方法	電子公告によるものとし、インターネット上の当社のウェブサイト（https://www.fujielectric.co.jp）に掲載します。やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主名簿管理人 （特別口座の口座管理機関）	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先・電話照会先	〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120-782-031（フリーダイヤル）
上場金融商品取引所	東京・名古屋・福岡

（メ　　モ）

（メ　　モ）

（メ　　モ）

（メ　　モ）

（メ　　モ）

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区三田一丁目４番１号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京　地下２階　ギャラクシールーム
電話　03-5423-7000（代表）

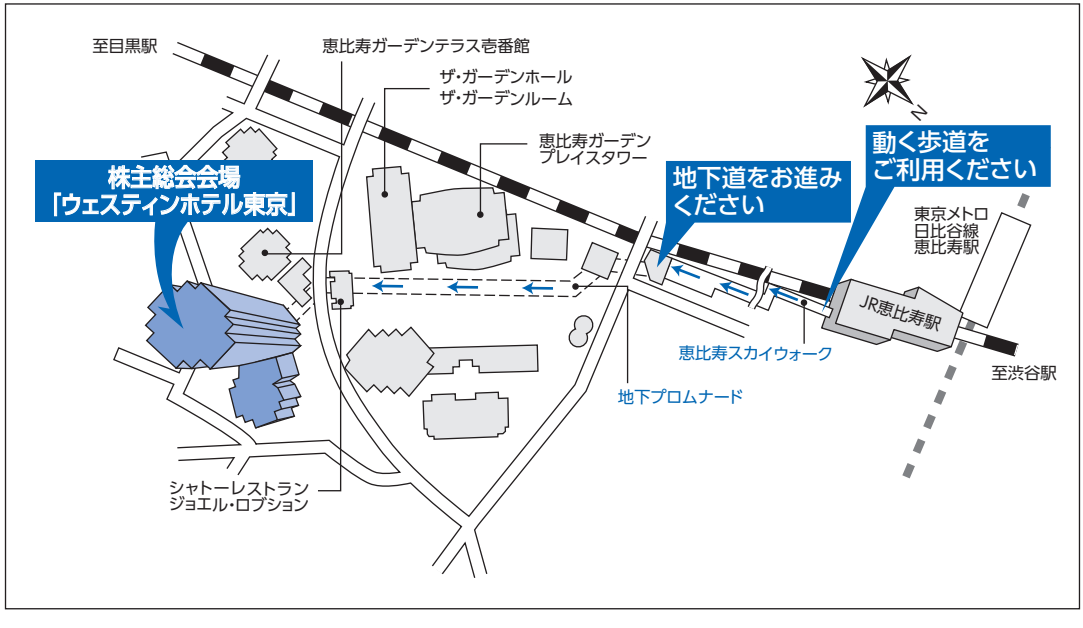

●ＪＲ「恵比寿駅」下車
　東口より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で徒歩約12分
●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
　１番出口（ＪＲ方面）より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で徒歩約15分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」終点から上記ご案内図中で点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。
◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、なるべくご遠慮願います。

富士電機株式会社
〒141-0032　東京都品川区大崎一丁目11番2号
https://www.fujielectric.co.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080